新たな森づくり

デザインシート

彩の国 埼玉県 森づくり協議会

埼玉県マスコット
「コバトン」

令和４年３月

園内 MAP

北園 里山
トイレ
築山
北池
草原
大型休憩舎
駐車場
トイレ
駐車場
駐車場
管理棟
トイレ
南園 里山
多目的広場
芝生広場
築山
南池
野鳥観察エリア
南広場
トイレ

デザインシートとは？

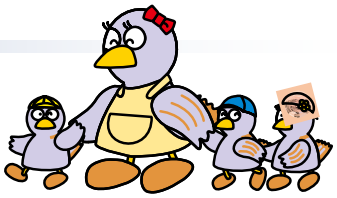

デザインシートとは・・・

森づくり協議会では、「新たな森」のデザインについて様々な視点から、検討を行っています。デザインシートは、そこで検討された結果を項目ごとに整理したものです。項目は、「Ⅰ 目標・コンセプト」、「Ⅱ 整備」、「Ⅲ 管理・運営」、「Ⅳ 樹林の考え方」、「Ⅴ 水辺の考え方」、「Ⅵ 草地の考え方」、「Ⅶ 生物多様性」、「Ⅷ 活動例」、「Ⅸ 森づくり協議会」、「Ⅹ 周辺の環境」に整理しました。

「新たな森」は、みなさんとともにつくっていく公園です。デザインシートは、「新たな森」のデザインについて知りたい時やデザインの検討の際に、役立てていただくものです。

デザインシートの使いかた

1．まとめかた

上記の項目のなかで、それぞれ１ペーパーに１テーマでまとめています。
ファイルで綴じる形式として、随時更新、追加ができるようにしています。

2．デザインシートの更新の方法

デザインシートは、協議会を進めていく中で、随時更新されていくものです。今後、テーマや考え方が変わり修正が必要になった場合には、協議会の中で、話し合いながら内容について検討し、追加・修正していきます。

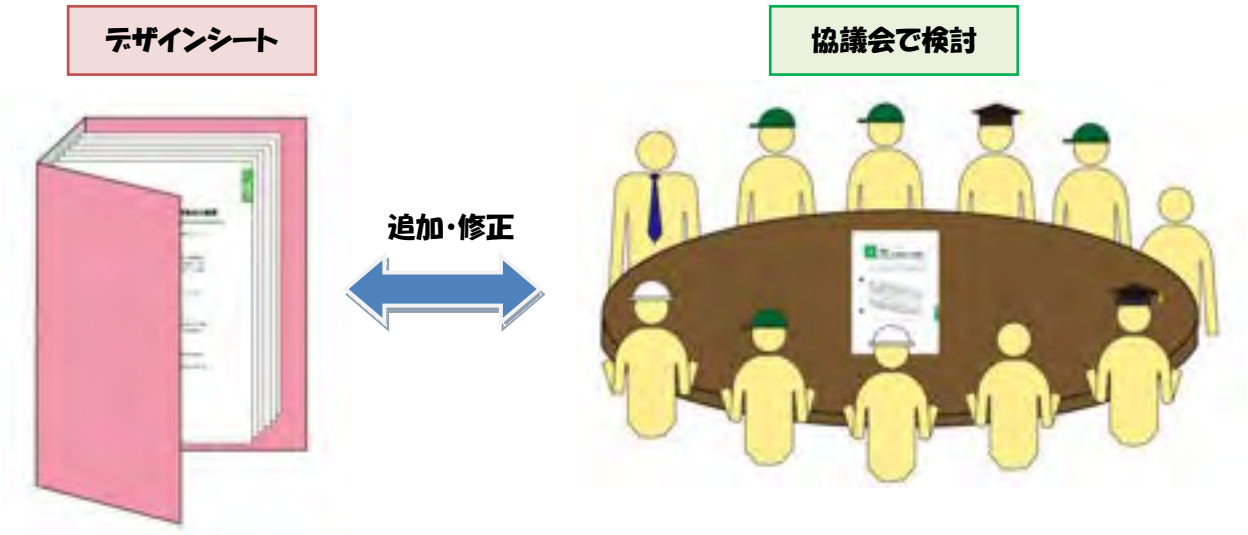

もくじ

Ⅰ 目標・コンセプト

1　みどりの再生のシンボル〈新たな森づくりが目指す姿①〉
2　多世代が交流〈新たな森づくりが目指す姿②〉
3　県民参加による環境教育〈新たな森づくりが目指す姿③〉
4　県東部の地域性を活かす〈新たな森づくりが目指す姿④〉
5　地域の安全に貢献〈新たな森づくりが目指す姿⑤〉

Ⅱ 整備

1　保全と活用の考え方〈整備計画①〉
2　ゾーニング計画〈整備計画②〉
3　エリア面積〈整備計画③〉
4-1　整備の概要〈整備計画④-1〉
4-2　整備の概要（はじまりの森）〈整備計画④-2〉
5-1　施設デザインの考え方〈整備計画⑤-1〉
5-2　苗木の里親やサポーターなどが育てていく森のサインの考え方〈整備計画⑤-2〉
5-3　県が設置するサインの考え方①〈整備計画⑤-3〉
5-4　県が設置するサインの考え方②〈整備計画⑤-4〉
5-5　記念プレート〈整備計画⑤-5〉
6　ユニバーサルデザインの考え方〈整備計画⑥〉
7　管理棟〈整備計画⑦〉
8　管理棟の設備〈整備計画⑧〉

Ⅲ 管理・運営

1　森とともに成長する公園〈整備運営手法①〉
2　新たな技術開発に取り組み、チャレンジ、発信していく公園〈整備運営手法②〉
3　多様な主体の管理運営への関わり〈事業手法①〉
4　管理運営における県民協働の組織づくり〈事業手法②〉
5　パークマネジメントを目指す段階的枠組み〈事業手法③〉
6　事業推進イメージ〈事業手法④〉
7　協働を促す施設整備〈事業手法⑤〉
8　主要施設インフラの整備〈森づくりにおける行政の役割①〉
9　連携〈森づくりにおける行政の役割②〉
10　活動支援〈森づくりにおける行政の役割③〉
11　安全・安心の公園づくり（１）〈森づくりにおける行政の役割④〉
12　安全・安心の公園づくり（２）〈森づくりにおける行政の役割⑤〉
13　協働を促す管理運営の考え方
14　森づくりのためのルール

Ⅳ 樹林の考え方

1　樹林の構成〈モデルとする樹林の構成①〉
2-1　農用林（クヌギ-コナラ群集イヌシデ変群集）〈モデルとする樹林の構成②〉
2-2　クヌギ・コナラ単植林（自然作用による林相形成）〈モデルとする樹林の構成②-2〉
3　屋敷林・社寺林（地域に成立する自然植生）〈モデルとする樹林の構成③〉
4　屋敷林・社寺林（地域に成立する自然植生）〈モデルとする樹林の構成④〉
5　里山の計画目標〈植樹の計画①〉
6　植栽方法〈植樹の計画②〉
7　育成管理〈植樹の計画③〉
8　樹木の調達〈植樹の計画④〉
9　苗木の植栽〈植樹の計画⑤〉
10　並木の基本方針〈並木の植栽①〉
11　並木の樹種〈並木の植栽④〉
12　並木の植栽方法〈並木の植栽⑤〉
13　シンボルツリーの植栽〈シンボルツリーの植栽①〉
14-1　シンボルツリーの候補樹〈シンボルツリーの植栽②〉
14-2　シンボルツリーの樹種決定①〈シンボルツリーの植栽③-1〉
14-3　シンボルツリーの樹種決定②〈シンボルツリーの植栽③-2〉
14-4　シンボルツリーの樹種決定③〈シンボルツリーの植栽③-3〉
15　植栽土壌の改良①〈植栽土壌①〉
16　植栽土壌の改良②〈植栽土壌②〉
17　植栽土壌の分析〈植栽土壌③〉

Ⅴ 水辺の考え方

1　調整池の構造〈水辺①〉
2　水辺環境形成の考え方〈水辺②〉
3　水辺環境の例（植物）〈水辺③〉
4　水辺環境の例（鳥類）〈水辺④〉

Ⅵ 草地の考え方

1　草地環境形成の考え方〈草地①〉
2　草地管理〈草地②〉

Ⅶ 生物多様性

1　複合的な環境と生物の多様性〈新たな森における生物の多様性①〉
2　多様な自然環境の整備〈新たな森における生物の多様性②〉
3　生きもの管理の考え方〈新たな森における生物の多様性③〉
4　地域と連携した生物多様性の確保〈新たな森における生物の多様性④〉
5　森づくりの指標となる生物〈新たな森における生物の多様性⑤〉

Ⅷ 活動例

1　植樹活動〈森づくり活動例①〉
2　樹林の管理育成活動〈森づくり活動例②〉
3　水辺づくり活動〈森づくり活動例③〉
4　生きものの生息環境づくり活動〈森づくり活動例④〉
5　プレイパーク〈森づくり活動例⑤〉
6　里山体験活動〈森づくり活動例⑥〉
7　木工製作活動〈森づくり活動例⑦〉
8　自然環境に関する環境教育活動〈森づくり活動例⑧〉
9　循環型社会に関する環境教育活動〈森づくり活動例⑨〉
10　森林セラピー〈森づくり活動例⑩〉
11　園芸セラピー〈森づくり活動例⑪〉
12　健康レクリエーション〈森づくり活動例⑫〉

Ⅸ 森づくり協議会

1　森づくり協議会の概要〈森づくり協議会①〉
2　新たな森づくりのこれまでの経緯〈森づくり協議会②〉

Ⅹ 周辺の環境

1　新たな森の位置〈新たな森周辺地域の概要①〉
2　土地利用〈新たな森周辺地域の概要②〉
3　都市利用〈新たな森周辺地域の概要③〉
4　気象・地形〈新たな森周辺地域の概要④〉
5　水系〈新たな森周辺地域の概要⑤〉
6　歴史・文化〈新たな森周辺地域の概要⑥〉
7　みどり〈新たな森周辺地域の概要⑦, ⑧〉
8　自然環境〈新たな森周辺地域の概要⑨, ⑩〉
9　緑の将来像〈新たな森周辺地域の概要⑪, ⑫〉

I 目標・コンセプト

新たな森づくりが目指す姿①

1 みどりの再生のシンボル

緑の大切さを伝えることができる量・質とも充実したランドマーク的な森

緑の少ない地域において、みどりの再生のシンボルとなる樹林を中心とした水辺、草地などの自然環境を創出することで、広く県民にみどりの大切さや存在を伝えます。また、創出する森は、森づくりのシンボルとしてふさわしい樹林面積や、多様な自然環境を持った質の高い樹林として、形成することが重要です。

みどりの再生の象徴として、ここ３０年間で著しく減少した平地林を復元し、「みどり豊かな埼玉」の実現に向けた活動の中心的役割を担います。

目指す樹林の代表的な環境（くぬぎ山）

（熱田神宮緑地保全地区）

新たな森づくりが目指す姿②

2 多世代が交流

自然体験やレクリエーションなどの活動に適した明るい森

幅広い年齢層や様々な活動目的を持った人たちが、自然体験やレクリエーションなどを通じた森づくりに参加しやすい明るい樹林、水辺、草地などを形成します。

樹林内の散策や森林レクリエーション、プレイパーク、森林セラピーなどを通じ、お年寄りから子供までが楽しめる開放的で、四季の移ろいを感じられる落葉広葉樹林を創出します。

さらに、樹林に限らず草地や水辺、農業体験の場などの多様な環境を創出することで、様々な目的やフィールドでの活動が可能となり、人と人、人と自然の交流が深まります。

多世代の交流が生まれる樹林

森林レクリエーションに適した樹林

多様な環境の創出と管理活動

新たな森づくりが目指す姿③

3 県民参加による環境教育

県民が親しみをもって育てる環境学習の場となる森

多くの県民が森づくりに参加し、樹林を育てることで環境教育の実践の場としての自然環境を創出します。

樹林を苗木から育てたり、自然観察会やネイチャーゲームなどを開催、参加したりして、常に県民が主役であるような樹林づくりと運営、活動が行われる場とします。

そのために、かつての人と自然が共生していたときの樹林を再生し、自然との関わりあい方や、自然を守り、育てていくことの大切さを実感できる場とします。

県民が育てる樹林

自然観察やネイチャーゲームの様子

環境教育の場となる樹林

新たな森づくりが目指す姿④

4 県東部の地域性を活かす

人と自然との関わりや地域の暮らし・文化、景観を将来につなげる森

県東部において、人と自然との関わりから生まれる伝統的な生活様式、継承されてきた文化、景観などの環境を復元し、それらの自然環境を次世代につなげていく自然環境を形成します。

それは、地域の文化や景観を育んできた里地・里山の環境に代表される、薪炭林や河畔林、屋敷林、社寺林などの平地林です。県東部の地域特性を活かした環境は、人が利用することでつくられた植生と、その植生に生息する野生生物の環境および景観を維持管理することによりつくられます。

埼玉県における　田園風景

県の蝶
（ミドリシジミ）
ハンノキを食樹とする

地域の様々な自然環境を創出、復元し、文化や景観を継承する樹林の例（環境科学国際センター）

新たな森づくりが目指す姿⑤

5 地域の安全に貢献

都市の環境改善や防災に寄与する安全で快適な森

開発により都市部では、都市災害への脆弱性や生活環境の悪化などの様々な環境問題が存在します。その都市の中で、みどりが持つ機能を活かし、環境改善や防災への寄与、安全で快適な都市環境を創出する樹林を形成します。

都市の中の樹林は、敷地外周部において防火樹林帯としての延焼防止機能、光合成によりCO_2を吸収する大気浄化機能、気温緩和機能などの都市環境を改善する役割を果たします。

また、多様な環境を創出することで、都市における動植物の生育・生息空間をつくり、地域の生物相を豊かにします。

地域の安全に貢献する樹林

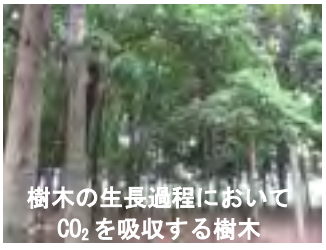
樹木の生長過程においてCO_2を吸収する樹木

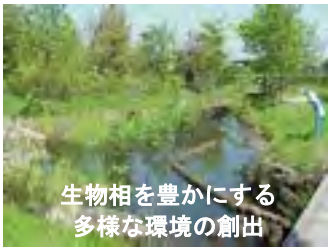
生物相を豊かにする多様な環境の創出

夜間照明施設

非常用電源

屋根付き広場（備蓄機能付き）

Ⅱ 整備

整備計画①

1 保全と活用の考え方

「新たな森」では、創出する森を**自然地として保全しながら育てていくエリア**（または環境）と、**「森」がもつ様々な機能を積極的に活用しながら育てていくエリア**（または環境）に分けることができます。「新たな森づくり」は、保全または活用の方向性を定めながら森づくりを行っていきます。「森づくり」における保全とは、自然地の保護を目的とするのではなく、森の成長をモニタリングしながら育て、維持管理していくことを意味します。

保全エリアの一部では、ある特定の管理者を置き、不特定多数の人が活用することができない場所もあります。

一方で、「森づくり」における活用とは、森づくりに関する様々な活動を目的とし、県民の誰もが利用できるエリアとして、活用しながら森を育てていくエリアとなります。

森の種類	環境	保全	活用	主なエリアと考え方
緑の大切さを伝えることができる量・質とも充実したランドマーク的な森	樹林	○	－	・主に外周部の樹林を対象として量・質を高めた環境を重視する。 ・樹林地林縁部に創出する草地は緑の大切さを伝える環境として保全する場所と利用する場所が存在する。
	草地	○	○	
	水辺	－	－	
自然体験やレクリエーションなどの活動に適した明るい森	樹林	－	○	・北側の段階的に育てていく樹林や外周部の一部の樹林、広場内の草地、安全な水辺の外周部等では、自然体験やレクリエーションなどの利用を重視する。
	草地	－	○	
	水辺	－	○	
県民が親しみをもって育てる環境学習の場となる森	樹林	○	○	・全ての樹林、草地、水辺の環境は、環境教育の場として活用する。しかし、一部の環境では、環境学習の資源として保全するエリアも必要である。
	草地	○	○	
	水辺	○	○	
人と自然との関わりや地域の暮らし・文化、景観を将来につなげる森	樹林	○	○	・里山の環境を構成する全ての樹林、草地、水辺は、利用しながら維持していく。しかし、一部の環境では里山の景観をつくるため保全する。
	草地	－	○	
	水辺	－	○	
都市の環境改善や防災に寄与する安全で快適な森	樹林	○	－	・生物多様性を確保する環境では、保全することを重視する。しかし、人との関わりのなかで維持される環境は管理が必要である。 ・防災の観点では、災害時に利用できるオープンスペースが重要である。
	草地	○	○	
	水辺	○	－	

整備計画②

2 ゾーニング計画

ゾーンは、自然環境の扱いや県民参加による森づくりの視点から、「保全」「活用」「交流」に分けられます。

それぞれのゾーンの内容を以下に示します。

■保全：森づくりを行っていく段階において、自然環境の保全を優先し、生物多様性や安全等の観点から人の利用や団体の活動を制限します。特定の人や団体によって、必要な管理やモニタリングを実施しながら森づくりを行います。

■活用：県民協働で森づくりを体験したり、森づくりを楽しんだりします。県民が中心の運営管理組織で検討された活動が行われます。また、森づくりを行いながら公園に訪れる一般県民の交流の場となり、新たな森づくりへの参加のきっかけになります。

■交流：公園の魅力を高める広場や並木がある空間で、人の利用を中心に景観や快適性を重視します。公園に訪れる一般の県民が、ふれあいや交流を通じて、快適に公園で過ごす場とします。

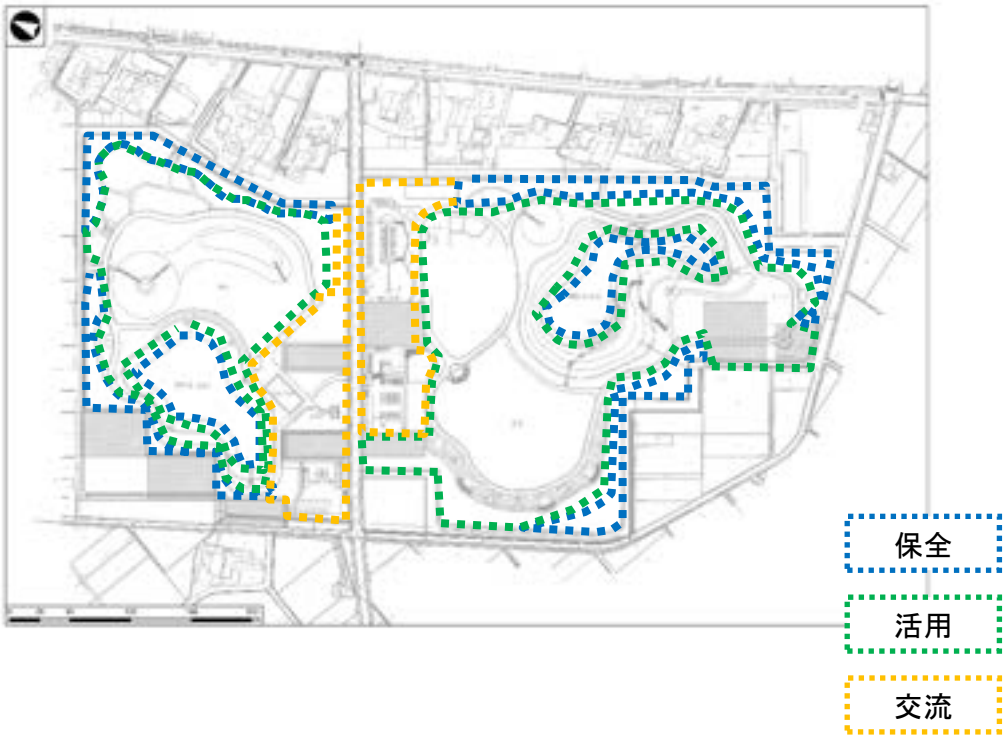

整備計画③

3 エリア面積

・新たな森の各エリアにおける面積は以下のように想定されています。

番号	エリア名	面積(㎡)
①	北園　里山	約14,800
②	草原	約11,000
③	北池	約9,200
④	南園　里山	約17,700
⑤	多目的広場	約6,200
⑥	芝生広場	約10,100
⑦	南池	約14,700

整備計画④-1

4-1 整備の概要

■ 新たな森づくりの全体に関わる計画

・この地域は、見沼田んぼより早い江戸時代に新田開発されました。その前は湿地であったと思われることから、**歴史的な風景を再現する**ような視点が必要です。

・地域にあった森を提供するため、**里山から湿地までの多様な環境**を形成するようなイメージとします。もともと平地であるため、あまり高低差はつけない**平地の森**とします。

■ 新たな森づくりの個別の施設に関わる計画

・森は昔あった**屋敷林**や**水田地帯の農用林**を里山に置き換え、**落葉樹の明るい林**とします。

・周りから植樹を始め、中央部はオープンな空間とします。なお、北側は広範囲の森も必要なので、最初は草地としますが、段階的に森に成長させます。

・沼地（調整池）は、独立した調整池とせず事業地内の**森や草地と一体**となって、多様な環境を形成します。

・草地は、芝生とせず**在来野草**で地域にあった複数の種類を共生させます。

・築山は、ほぼ平坦な空間に変化を持たせた**小規模な小山**で、遊びや空間の構成を重視した施設とします。また、池越しに**富士山が見える**よう、視線の先の樹木は制限します。

・**シンボルとなる並木**は横断道路に配置し、公園の顔となるような景観づくりとします。

整備計画④-2

4-2 整備の概要（はじまりの森）

■ 新たな森づくりの個別の施設に関わる計画

はじまりの森は、平成 28 年度から苗木の里親（スクールステイ）として苗木を育ててもらっている小学校やサポーターの県民参加により、**園内で最初に植樹を行う森**です。

はじまりの森の役割として、以下の 2 点が挙げられます。

- **試験林**として、「Ⅵ 樹林の考え方」でも検討している植え方（密度、樹種など）を検証します。
  ⇒樹木の育成状況などをモニタリングし、園内全体の植栽計画の参考とします。
- **環境学習の場**として、はじまりの森の成長を観察し、**楽しめる空間**とします。

整備計画⑤-1

5-1 施設デザインの考え方

新たな森づくりにおける施設デザインは、**華美なデザインを避け自然の景観に馴染んだ色彩や材質**を基調とします。

県営公園にふさわしいデザインとして、**園内を統一した**デザインに配慮します。

施設デザインの考え方を以下に示します。

園内で同じ施設を設置する場合は、**形状、材質、色彩を統一**します。園内各所に配置されるサイン類は、**「新たな森」らしさ**を表現するデザインとします。

- 施設の材質は、森らしさを演出する**木材**を基本とします。ただし、用途や設置場所に応じて適宜材質を変えることができます。**安全性を重視する場所では、耐久性の優れた材質**の選定が必要になります。
- ステンレスなどの鋼材を使用する場合は、光沢面が**光の反射により動物に影響を与えない**ように塗装します。
- 色彩は**自然色**を基本とします。**落ち着き感がある茶系統**の色を中心に、注意喚起は赤や黄色などの目立つ色を使用するなど**用途や目的等により色彩を使い分けます**。
- 施設の構造は、**活動団体などでも製作、補修できるような構造**に心がけます。複雑な構造やデザインより**手作り感の味わい**が感じられるものとします。
- 新しい環境の時代にふさわしい施設として、可能な限り**リサイクル材**の利用に配慮します。また、動力が必要な施設では、**自然エネルギー**の使用を検討します。
- 本公園内での**施設の材料の調達が、他の地域の環境破壊につながらない**ことに配慮します。必要以上に海外の大量な木材や石材を運ぶことがないように留意します。できる限り園内や**県内の間伐材**の使用を検討します。

5-2 苗木の里親やサポーターなどが育てていく森のサインの考え方

整備計画⑤-2

はじまりの森や苗木の里親やサポーターなどが育てていく森におけるサインは、**「5-1 施設デザインの考え方」に適合**し、**園内サインのデザインと整合のとれたもの**とします。

施設デザインの等の基本的な考え方を以下に示します。

- 全体解説サインやゾーン解説サイン、里親名サインなど**長期間存置するサイン**の材質は、耐久性を考慮して、**再生木材を基本とし、県により設置**します。
- 樹名板や注意喚起サインなどは、更新を行うことを前提に、植樹イベント等の際に、**木工ワークショップ**として、**県民参加で製作し、設置**します。材料は**園内や県内の間伐材**を使用します。

サインのイメージを以下に示します。

整備計画⑤-3

5-3 県が設置するサインの考え方①

県が設置するはじまりの森全体解説サインやゾーン解説サインについては**「5-2 苗木の里親やサポーターなどが育てていく森のサインの考え方」**でも示したように、**「5-1 施設デザインの考え方」に適合**し、**園内サインのデザインと整合のとれたもの**とします。また、**長期間存置する**ため、材質は耐久性を考慮して**再生木材を基本**とします。

サイン本体や盤面デザインのイメージを以下に示します。今後実際に設置する際は「森づくり協議会」の助言を受けながら進めていきます。

サイン本体（イメージ）

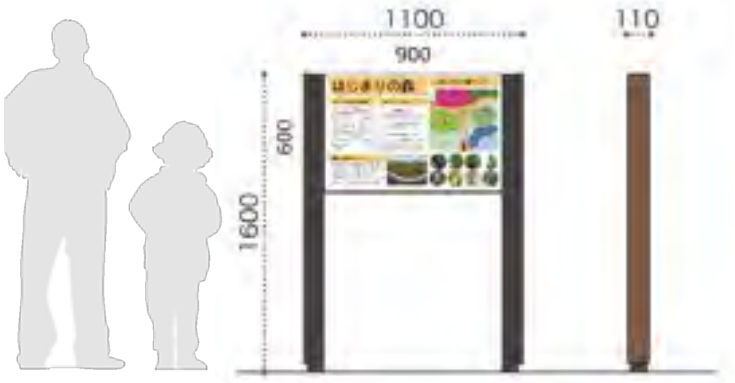

サイン本体（イメージ）

全体解説サイン

新たな森公園における「はじまりの森」の位置付けを示すために、**役割や整備方針、苗木の里親について、マップなど**を示します。

ゾーン解説サイン

「はじまりの森」各ゾーンの目指す姿を示すために、**整備モデルのイメージや見られる樹木、生物など**を示します。

整備計画⑤-4

5-4 県が設置するサインの考え方②

県が設置する苗木の里親・サポーター名サインついては、デザイン本体の考え方や素材等は**「5-4 県設置のサインの考え方①」**で示した方針と同様とします。苗木の里親サインの主な概要を以下に示します。

- 苗木の里親・サポーター名サインは団体名を基本として、新たな森づくりの活動に参加いただいた**各団体のプレートを連名で掲示する形式**とします。
- 恒久的に掲示することを鑑みてプレートは**金属製**を想定しています。
- サイン本体のサイズはこれまでの活動内容に関わりのあった団体数や植樹に関わる類似事例等を参考に、数年かけて全体が埋まる想定で設定しています。
- 掲示は、活動中の団体と過去に活動参加いただいた団体がわかるように配慮します。

サイン本体やプレートのイメージを以下に示します。今後実際に設置する際は「森づくり協議会」の助言を受けながら進めていきます。

サイン本体（イメージ）

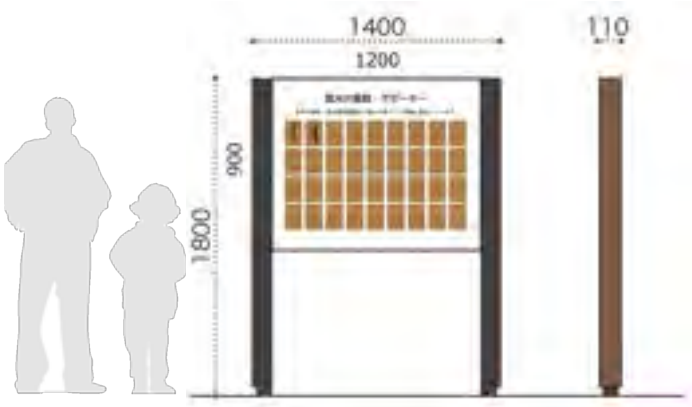

プレート（イメージ）

5−5 記念プレート

整備計画⑤−5

新たな森づくりでは、苗木の里親のほかにもスポンサーメニューとして「資金協賛」「物品協賛」を設定しています。新たな森づくり活動に**資金・物品で協賛いただいた場合には、企業や団体の知名度の向上・イメージアップや個人の記念として、額に応じた「記念プレート」を設置**します。協賛のしくみなど詳細は「県民参画・協働ガイドブック」の第２章協働　３スポンサーのメニューに記載しています。

サインのデザインや素材など基本的な考え方は**「5−2　苗木の里親やサポーターなどが育てていく森のサインの考え方」**と同様です。

- １万円以上、５万円以内（または相当額の物品）を寄附いただいた場合、**企業・団体や個人の名称を記載した記念プレート（小）**を県が設置します。
- ５万円以上（または相当額の物品）の寄附をいただいた場合、**企業・団体や個人の名称のほかにメッセージ記載した記念プレート（大）**を県が設置します。
- 恒久的に掲示することを鑑みてプレートは**金属製**を想定しています。
- サイン本体のサイズについては植樹に関わる類似事例等を参考に、数年かけて全体が埋まる想定で設定しています。
- 物品協賛のうち公園施設物品については、物品毎にプレートを設置するためそれぞれに適した形状を検討します。

サイン本体やプレートのイメージを以下に示します。今後実際に設置する際は「森づくり協議会」の助言を受けながら進めていきます。

サイン本体（イメージ）

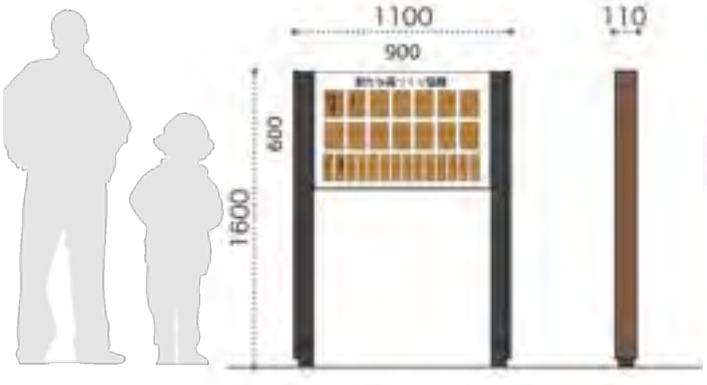

プレート（イメージ）

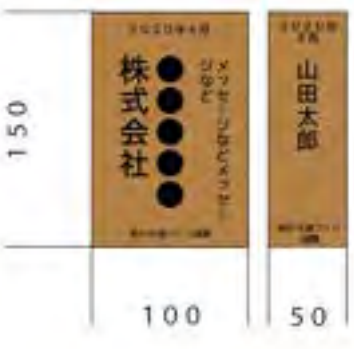

整備計画⑥

6 ユニバーサルデザインの考え方

「新たな森」は、県営の都市公園としての利用面での配慮が必要です。本公園を県民の誰もが隔たりなく快適に利用できることが重要です。

バリアフリーなどに関する以下の法令を遵守します。

◎「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
（平成十八年六月二十一日　法律第九十一号）
◎埼玉県福祉のまちづくり条例　（平成七年三月二十日　条例第十一号）

また、以下のガイドラインに従って施設を配置し、構造を検討します。これらの法令やガイドラインは改定が行われるため、常に最新の情報を入手する必要があります。

○「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」
（平成 20 年１月　国土交通省）
○「埼玉県福祉のまちづくり条例　設計ガイドブック」
（平成 17 年３月　埼玉県）

7 管理棟

整備計画⑦

「新たな森づくり」に参加する企業・団体、県民等の活動拠点となる施設として管理棟を整備しました。

管理棟の位置と外観の特徴は次のとおりです。

- 公園内部に向かってガラス張りの開口部を大きく設けて一体性を確保
- 将来売店やカフェ等の入居といった利用も可能である**フリースペースについても公園と一体的な利用ができるように開口を設けている**
- **庇にカーブをつけることで公園との調和を図っている**

整備計画⑧

8 管理棟の設備

管理棟のもつ設備とその役割・機能について以下に示します。

- 「新たな森づくり」に参加する、**企業・団体、県民等の活動に利用できる居室（サークル室）**
- **展示やイベント等に活用できるギャラリー**
- 「新たな森づくり」の活動、管理・運営に必要な物品の保管場所としての**倉庫、農耕具庫**。また**備蓄倉庫**も設置します。
- 将来売店やカフェ等の入居といった利用も可能である**フリースペース**
- 居室（サークル室）とフリースペース、またエントランス部分の通路は**外部と同じ天井材として空間の一体性を確保しています。**
- ギャラリーは**展示などに利用することからルーバー天井として開放感を確保しています。**
- 屋上へは階段や小型のエレベーターを使って上がることができ、眺望を楽しむことができます。

1 階

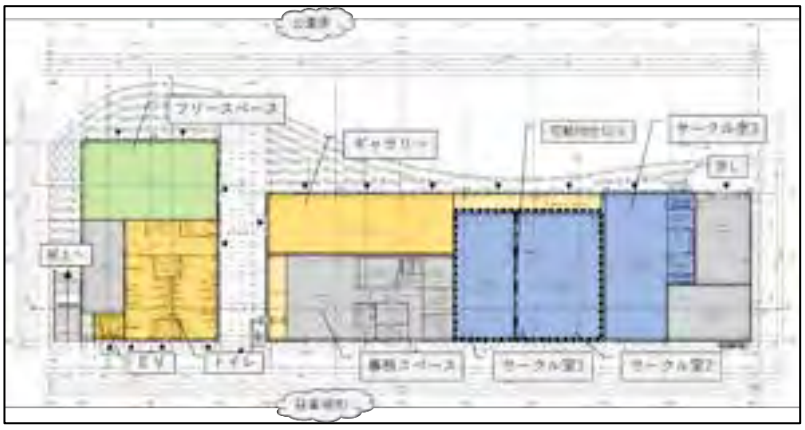

屋上

Ⅲ 管理・運営

整備運営手法①

1 森とともに成長する公園

森の利用ニーズを探りながら森づくりを進め、森の成長にあわせ公園を成長させていきます。公園整備は、開園当初から完成させるのではなく、公園を成長させながら利用の推進や整備を図っていきます。

これまでの主な検討内容を以下に示します。

内容		基本的な考え
〈森のシンボル〉		
A	四季の並木道	新たな森のシンボルとして、公園区域中央を東西に横断する市道や、公園内の周回園路は、地域（季節）の名所となるよう早期の整備を目指す。
〈地域性を活かした生物多様性〉		
B	生物の保全管理	オオタカ、ハヤブサ、アオバズク（小型のフクロウ）やシラコバト、コウノトリ等の地域の自然生態系の頂点や地域を象徴する鳥類の生息場所を目指す。
C	調整池を利用した水辺づくり	調整池を、常時水位面を確保した湿地として水生植物を育成し、トンボやカエルの生息環境づくりを行う。
D	ハチミツのブランド化	昆虫類が棲める環境づくり、蜂が好む樹木や草花を植栽し、地元の農家と協力しながら得られたハチミツを地域の名産品としてブランド化していく。
〈森の体験活動〉		
E	ふれあい活動・環境教育	子どもからお年寄りまで幅広い層が、森づくりへの積極的な県民参画を行い、森林資源の活用によるみどりや土とのふれあい（炭焼き等）の場とする。 野外活動の場には、作業小屋や道具小屋を配置する。 みどりや水辺の環境教育（調整池を利用したビオトープ）の場として活用する。
F	プレイパーク	農業文化体験や木を使ったクラフトづくり、昔ながらの遊びの復活などのプレイパークとして、遊びの指導者による多様な遊びを支援する。
G	再生エネルギー・リサイクル体験	森や植物の扱い、バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの活用や、リサイクルが体験できるコーナーを設定する。
〈健康づくり〉		
H	リハビリパーク	森の地形や起伏をうまく活用した自然で癒されるリハビリパーク（森林セラピー、園芸セラピー、身障者が楽しめる、香りや手触りに特徴のあるハーブや植物を導入）とする。
I	健康増進	県民の健康づくりに資する散策やランニング、サイクリング等に活用できる園路やサイクリング道等を整備する。
J	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインに配慮した事業地内動線及び事業地へのアクセスを整備する。

整備運営手法②

2 新たな技術開発に取り組み、チャレンジ、発信していく公園

新たな森づくりを進める中で、公園づくりの先導役として、森を育て・利用する新たな技術を開発し、県内外への公園づくりへと発信していきます。

これまでの主な検討内容を以下に示します。

内容		基本的な考え
〈環境〉		
K	森づくりのモニタリングと評価	新たにゼロから作られる森の育成過程についてモニタリングを行い、今後の新たな森づくりの先駆事例とする。 新たに作られる森林生態系の創出・保全に関するモニタリング・調査を行うとともに、周辺への影響に関する影響調査を行う。
L	自然環境の創出と維持管理技術の研究	公園の周辺地域との連携も含めて、生物多様性を高める森や湿地等の自然環境の創出と維持管理技術の研究の場とする。
M	伝統的な環境復元と自然再生技術の研究	埼玉県東南部地域に見られた伝統的な環境の復元に関する自然再生技術の開発と他地域での新たな森づくりのための情報提供とその応用手法について研究する場とする。
N	森づくりによる環境保全機能の評価	新たに森を創出することにより、環境保全機能（大気、水質、土壌等）が、どの程度向上・改善するか調査・評価を行う。
O	教育団体のフィールドと企業 CSR	研究や活動のフィールドを持たない大学等の教育団体や企業等の研究やCSRの場として活用していく。
P	植木生産・林業に携わる企業のﾉｳﾊｳの活用	植木生産や林業に携わる企業等のノウハウを活用していく。
〈利用〉		
Q	森林の保養効果の実証	森林浴や森林セラピーなどの森林の持つ癒し・保養効果について科学的実証を行う。
R	健康プログラムづくりの実証	森や樹木を使った子どもの遊びや体力づくりメニュー、スポーツなどの健康プログラムづくりの実証、検証を行う。
S	循環型社会の実験	森づくりや苗木づくりをテーマとした自然エネルギーの活用やリサイクル、雨水活用など循環型社会の形成に向けた実験や提案を行う。
T	森林資源の公園施設への活用	公園内の森林資源を利用し公園施設（公園内の樹木を材料としたベンチ、柵、階段など）へ活用していく。
U	パークマネジメントの評価	パークマネジメントについては、あり方や組織構成、貢献度の評価等について研究していく。

事業手法①

3 多様な主体の管理運営への関わり

○ 日常的な利用や管理については近隣住民等の参加が望まれます。近隣の町内会等の住民の生活の場として、「自然系」「体験学習系」等の市民グループ・活動団体等の活動の場として、病院、福祉施設等の森林の持つ癒し・保養効果等の視点からのリハビリの場としての参加を検討し、**地域活性化に寄与する**ことを目指します。

○ 小中学校は近隣の学校等による、自然観察、林業等の課外授業や体験会、**クラブ等による活動をＰＴＡの参加も含めて**検討します。

○ 埼玉県では、県内の高等学校が学校の森として植林と維持管理を行っている例があります。**高等学校の現役の学生と卒業生等が一体となって、交流・協働の場**としての参加について検討します。

○ 大学では、**自然系や環境系、まちづくり系など活動・研究の場**として、フィールドを持たない大学等の利用を検討します。

○ 企業は、**環境貢献としてのＣＳＲ**や**社員の教育の場**としての活用を検討します。また、社員の家族を含めた福利厚生の一環としての利用やＣＳＲと本業が一体となった研究・活動の場としてなど、企業ニーズの把握に努めて、積極的に呼びかけを行います。

○ 個人や団体、企業等を対象としたオーナー制度や里親制度についても検討していきます。

○ 環境教育を自然と触れ合うだけではなく、様々な視点から広くとらえて、**この森をＥＳＤ**（Education for Sustainable Development）**のモデル**とすることを検討します。

○ 対象地の「森（県東部地域における平地林）」の存在意義」に関わる**歴史や生物に関わる情報を収集**し、効果的に PR していきます。

事業手法②

4 管理運営における県民協働の組織づくり

○ 令和４年４月１日から、指定管理者が主体となって管理・運営を進めていきます。
○ 当面は、指定管理者で新たな活動や事業を生み出すため、コーディネート人材を配置し、地域や県民と協働してイベントの開催など、県民参加型の活動を推進します。
○ また、ボランティア活動など県、指定管理者、森づくり協議会とともに、公園を活性化させる取組を行う担い手を発掘し、公園サポーターとして認証し、その活動支援を行っていきます。
○ 将来、活動が活発化し、軌道にのったら、公園サポーターから森づくりや体験活動の担い手となる組織や人材を育成し、森づくりや公園管理、自然観察、プレイパーク等の総合的なパークマネジメントの導入を検討していきます。
○ 森づくりをパークマネジメントとして実施している例は少なく、県としても実施例がないことから、段階的に参加者が拡大していくような制度の導入を目指します。
○ 公園サポーターによる森づくりや体験活動を行うパークマネジメントとして、子供からお年寄りまでの多様な主体が様々な形態で携わることができ、県民の総意としての組織づくりを目指します。

事業手法③

5 パークマネジメントを目指す段階的枠組み

新たな森づくりでは、企業・団体、県民等の参加を得ながら、森づくりや体験活動の主体的な運営を目指しています。整備や維持管理等に協働活動を導入し、限られた資源と彩の国みどりの基金を有効に活用し、時間をかけて公園の価値と評価を高めていきます。

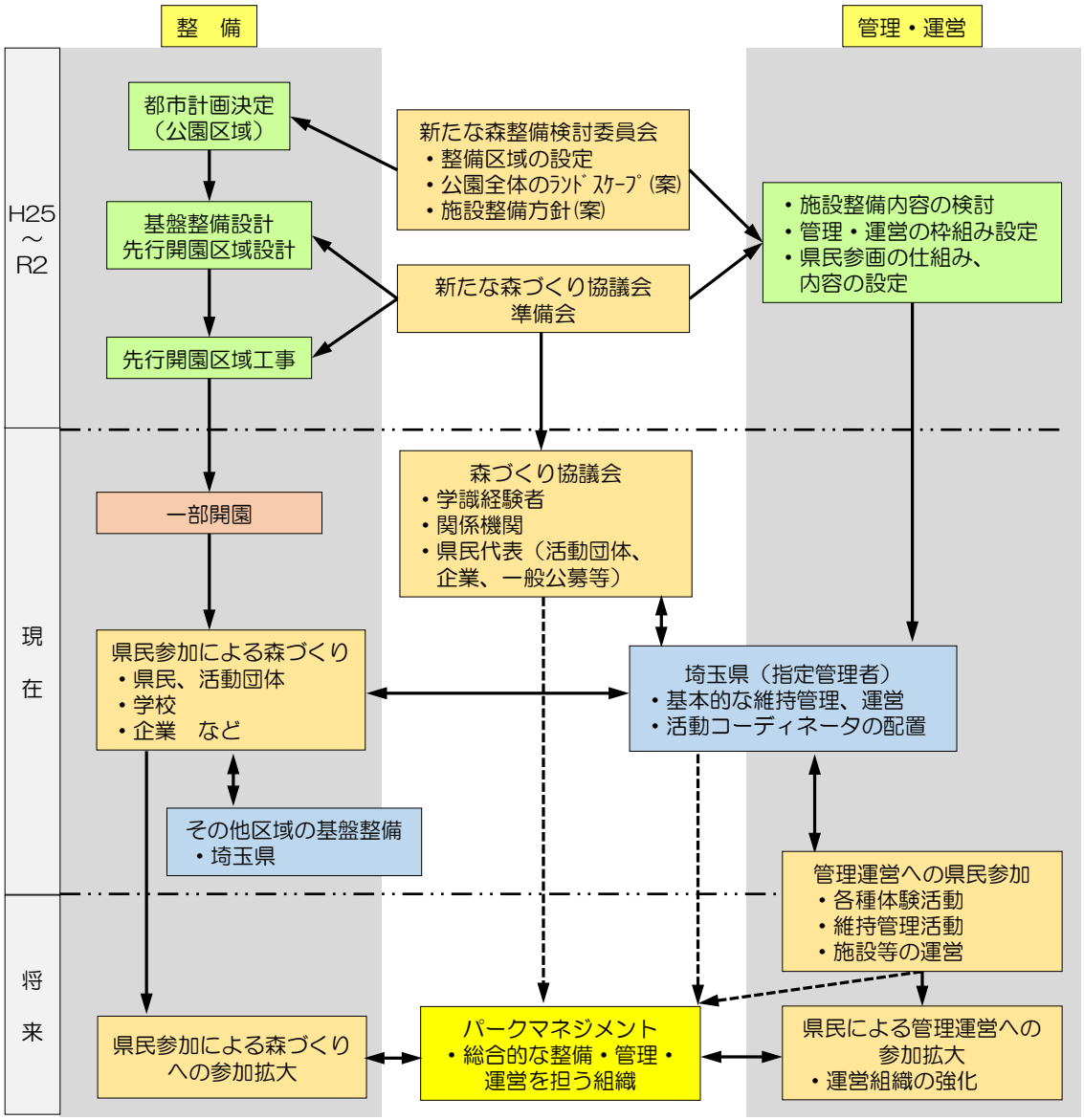

事業手法④

6 事業推進イメージ

新たな森づくり整備計画検討委員会において検討された段階的な施設整備、維持管理・運営イメージを以下に示します。

事業手法⑤

7 協働を促す施設整備

「新たな森づくり」の施設は、県民の協働を促すように計画します。
新たな森づくりにおいて、施設整備のありかたを以下に示します。

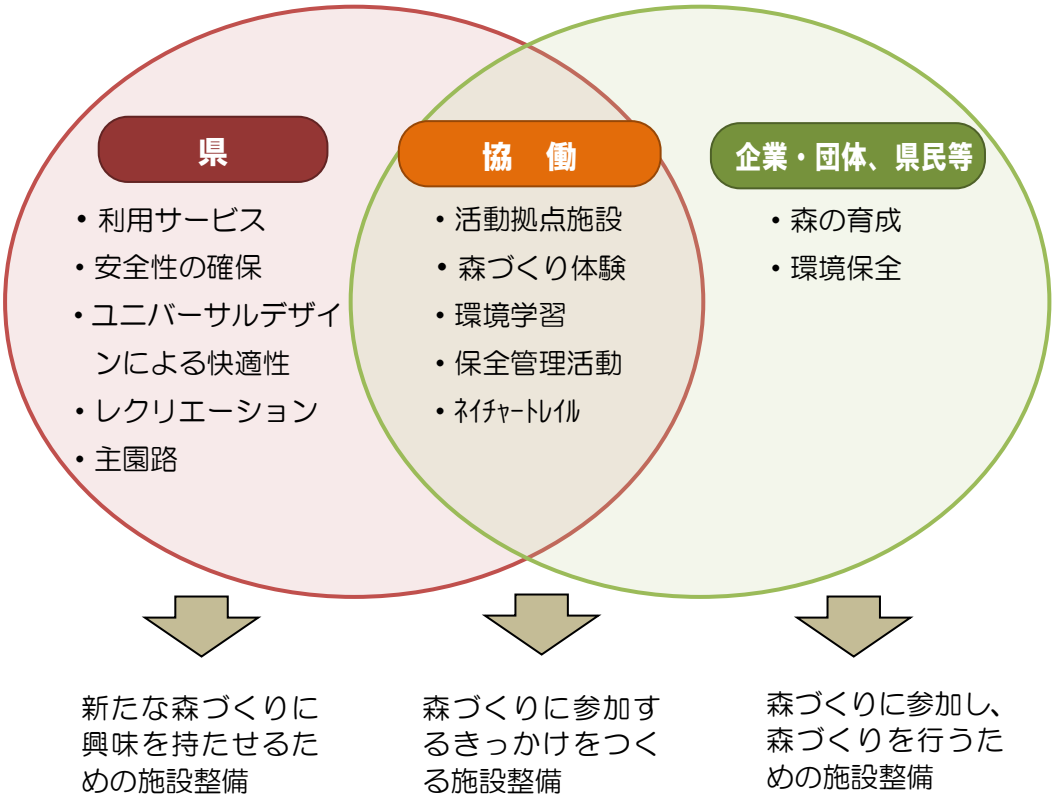

森づくりにおける行政の役割①

8 主要施設インフラの整備

新たな森整備については、早期の整備を目指しており、「公園全体のランドスケープ」に基づき、先行開園区域に関わる基盤整備や公園施設、並木道等について県が整備を進めるものとします。

本格的な県民参加活動に先立ち、森づくりの基盤となる公園整備を行います。

植栽基盤を整備するため、盛土などによる造成工事を行い、樹林地や草地などの植栽基盤を整備します。また、計画地盤高より掘り下げ調整池を整備し、水辺として活用します。

公園利用や管理のため、主要な園路や広場、駐車場、屋外トイレ等を整備するとともに、公園内の給水、排水、電気設備の供給施設を整備します。

また、管理棟や活動拠点施設などは、開園し活動開始後も、県民等と活用や運営方法などを十分に協議しながら整備して行きます。

森づくりにおける行政の役割②

9 連携

■ 他の公園との連携

新たな森づくりの事業手法には決まった方法はなく、前例も少ない状況です。管理運営においては、類似の事業を展開しはじめているところもあります。同様に課題を抱えるお互いの公園が情報や意見の交換を行いながら、より良いものに発展して行くことが重要になります。

そうしたことは、市民レベルで行うことも重要ですが、行政間で連携する方がスムーズな場合が多くあります。新たな森づくりのため、行政間で得られた専門的な情報を提供し、事業の運営面からの支援が必要です。

■ 水とみどりのネットワークの形成と連携

本公園周辺には、まとまったみどりが少なく屋敷林や社寺林をできる限り保全することで地域の緑がかろうじて確保されています。

「春日部市緑の基本計画」において本公園周辺地域の緑のネットワークは、幹線道路の街路樹を整備し、公園緑地や公共施設を結びつける計画です。

新たな森づくりに多様なみどりが創出されることで、周辺地域のみどりの拠点となります。新たな森のみどりを周辺のみどりとつなげるため、街路樹を整備し、多自然な水路づくりなど可能な限りみどりのネットワークを形成します。

森づくりにおける行政の役割③

10 活動支援

企業・団体、県民等が森づくりをしやすいように支援します。行政間のネットワークや広報を活用し、新たな森づくりに必要な情報の公開、参加募集、寄付の募集などを進めます。また、人材育成を目的とした講習や研修の開催など活動支援、森づくりサポーターの活動を支援する拠点の整備を行います。

森づくりにおける行政の役割④

11 安全・安心の公園づくり（1）

公園の「安全・安心」は、ハード面とソフト面で対応します。ソフト面においては、行政のみが行うには限界があり、地域と連携していくことが効果的であることから、安全・安心の公園づくりの考え方を以下に示します。

■ 防災

県では、本公園を「埼玉県地域防災計画　震災対策編」の防災活動拠点と位置づけ、整備します。まとまったオープンスペースを確保することができることから、災害時における救援物資の集積仕分けの場や、平常時の防災訓練・研修の場として機能させることができます。

また、被災者等の避難に必要な防災施設を整備し、避難機能を充実させます。

それらの防災施設は、災害時での使用だけではく、平常時から防災訓練などで利用することができるようにすることにより、日頃から県民に防災を意識させることができます。

本公園を避難地として活用するにあたっては、県は、避難地としての指定や運営方法などについて、春日部市と協議します。「春日部市地域防災計画」に位置づけてもらうことで、地域の安全と安心の保障につながります。

森づくりにおける行政の役割⑤

12 安全・安心の公園づくり（2）

■ 防犯

公園内で犯罪が起きにくい空間や施設づくり・配置を重視します。樹林地は必ずしも防犯上安全な場所とは言えません。園路から離れた場所は人目がつき難く犯罪が起きやすい場所になります。このような場所では、人が寄りつかないように注意を促す看板を設置したり、簡易な柵などで囲んだりします。また、屋外トイレは防犯上の理由から夜間閉鎖することが考えられます。防犯のための施設管理を徹底する必要があります。

巡回やパトロールなどは防犯上効果があるため、監視体制や連絡体制の強化に努めます。監視体制では、公園管理者のみでなく地域の防犯連絡会などと協力した防犯体制に努めます。また、夜間など公園管理者が不在時に、周辺住民が犯罪を発見した場合、すぐに情報を入手できる連絡体制が必要です。

■ 安全性の確保

本公園はほぼ平坦であることから転落などの危険性は少ないです。しかし、池や水路（素堀側溝）などの小さな子どもにとって危険な場所もあるため、転落防止柵や、注意を喚起する看板等を設置します。

■ ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者等の誰もが公園を快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインによる施設整備を行います。公園は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「埼玉県福祉のまちづくり条例」により、バリアフリーの義務づけがあることから法令を遵守した整備を行います。また、必要に応じて外国語表示なども検討します。

13 協働を促す管理運営の考え方

「新たな森づくり」では、企業・団体、県民等の協働による公園づくりを目指しています。公園利用者が、各々の目的や関わり方などを楽しみながら、森づくりに興味を持ち参加します。その中から、森づくりに共感が持てる方が森づくりの指導などにあたります。

県民が、管理運営に参加する活動や関わりについて、以下のような段階があります。

「新たな森」を利用する県民には、森づくりに参加する目的を持って来る人々と、日常のレジャーや余暇活動を楽しみに来る人々がいます。

それらの人々は初めは、各々楽しみながら過ごしますが、やがて公園での活動やイベント等を通じ、森づくりに参加して行きます。

その中から森づくりの大切さを教えたり、森づくりの指導者となったりする人々が現れます。

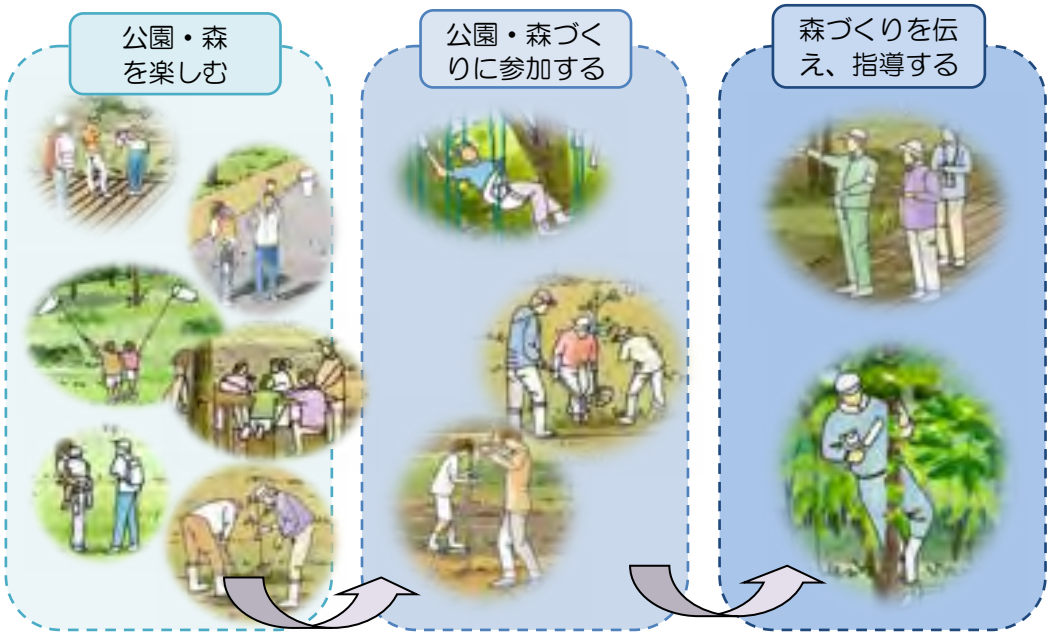

様々な目的を待った来園者の中から、森づくり活動や森づくりの大切さ・楽しみ方を伝える人々が生まれてくる。

活動に参加する、主催する方々の中から、森づくりのリーダーとしてインタープリターやインストラクターといった役割を担う人々が生まれてくる。

14 森づくりのためのルール

■ 景観に関する留意事項

- 「里山」として整備する箇所は、埼玉県南東部に見られる落葉樹を主体とし、**林床まで日照が届く明るい樹林**とします。
- 里山文化を表す**四季の変化**が感じられる森（樹林、水辺、草地）とします。
- 単一の樹種でなく、**多様な種が混交した**樹林構成とします。
- 管理の方法や頻度の違いにより**草丈の異なる多様な**草地とします。
- 森は、防犯に配慮し**できる限り見通しを確保**します。
- 間伐等により手入れがされた**樹林密度と林床の管理**を行います。

■ 生物多様性に関する留意事項

- 里山の野生動植物が生育・生息できる環境とします。
- 里山文化を象徴する動植物を保全する環境とします。

■ 地域環境の復元に関する留意事項

- **里山**として落葉樹の明るい樹林や、**適度に管理**された草地、水辺、野生動植物が生育・生息できる環境とします。
- 樹林の一部では、地域に現存する植生として**「屋敷林」「社寺林」**などの潜在植生による樹林を復元します。

■ 利用に関する留意事項

- レクリエーションの利用に際して**安全な森（樹林、水辺、草地、広場）**とします。
- **調査・研究、里山的レクリエーション活動の実践**などに利用できる森（樹林、水辺、草地、広場）とします。

■ 外周植栽について

- 防災に配慮した場所では、**延焼防止に寄与するカシ等の常緑広葉樹を中心とした樹種や林相構造**を持った樹林とします。
- 隣接して民家等がある場合は、**枝葉の越境、落ち葉、日照の阻害などの影響に配慮**します。

Ⅳ 樹林の考え方

モデルとする樹林の構成①

1 樹林の構成

新たな森づくりでは、「みどりの再生」を県民が参加して行うことを目的としています。新たに創出する樹林については、都市の中における環境保全やレクリエーションを踏まえ以下に示す**樹林のイメージ**を持っています。

「明るい落葉樹の平地の森」

イメージする樹林構成は、この地域に昔あった屋敷林や水田地帯の農用林などの里山にある樹林を**参考モデル**とします。

2-1

モデルとする樹林の構成②-1

農用林
（クヌギ-コナラ群集イヌシデ変群集）

シュロ、ジャノヒゲ、キヅタ、アオキ、ネズミモチ、シロダモ、ビナンカズラをはじめシラカシ、ヒサカキ、ヤブコウジ、ヤブランなど常緑性の樹種や草本植物が多いのが特徴的です。水分条件が良く、植物の生育が旺盛で遷移の速度が早いことがうかがえます。

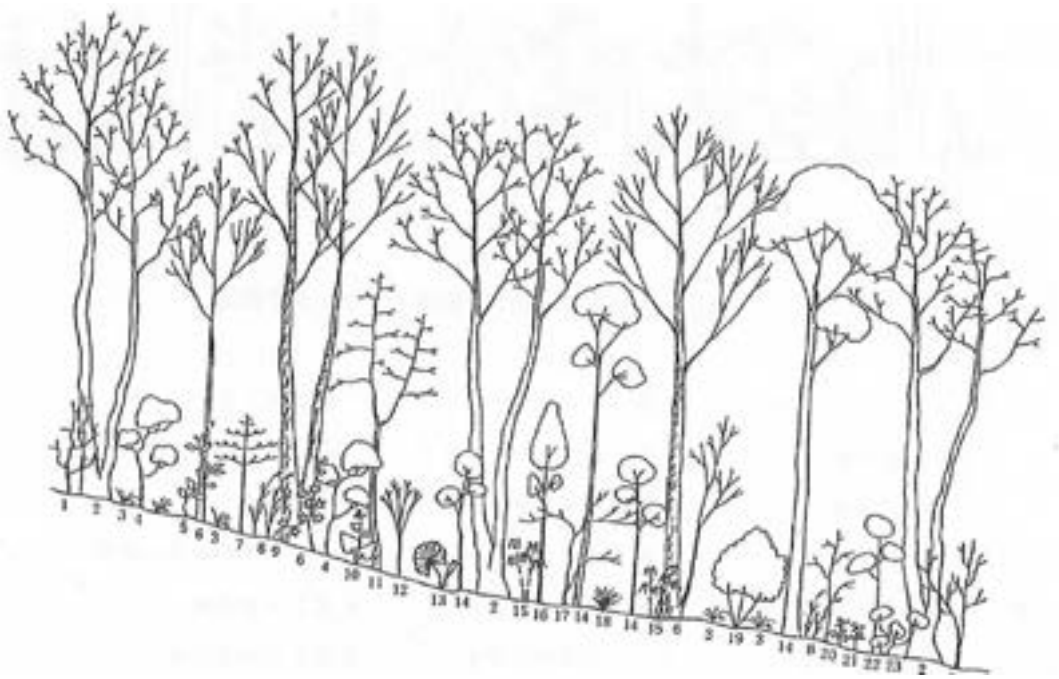

※. 図面は「クヌギ-コナラ群集ムラサキシキブ亜群集」を示しています。

2-2

モデルとする樹林の構成②-2

クヌギ・コナラ単植林（自然作用による林相形成）

「2-1 農用林（クヌギ-コナラ群集イヌシデ変群集）」と同様に、クヌギやコナラが優占する林ですが、クヌギやコナラ以外の樹種は風や鳥などの自然作用により定着し、林相を形成していきます。

はじまりの森において、当初はクヌギやコナラのみを植樹して、自然作用により、どのような林相を形成していくのか試験を行います。また、継続的にモニタリングを行い、学習の場として活用します。

※写真は「柏の宮公園」を示しています。

モデルとする樹林の構成③

3 屋敷林・社寺林（地域に成立する自然植生）（シラカシ群集ケヤキ亜群集）

大宮台地、武蔵野台地などの洪積台地の縁や、河川沿いに発達した自然堤防上にある古くからの集落の防風林として、また集落の近くに点在する社寺の境内林として保護されています。

ケヤキ亜群集は沖積低地と接するゆるやかな台地斜面や自然堤防などやや湿性地に発達します。シラカシに代わってケヤキが優占林になっていることも多いです。

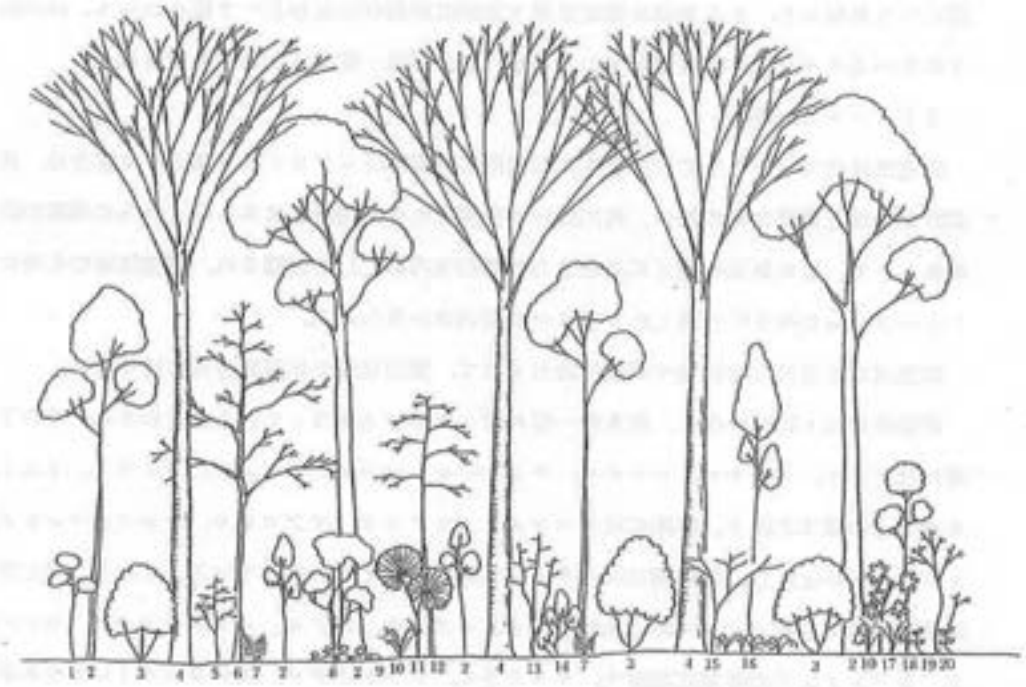

シラカシ群集ケヤキ亜群集

1：ネズミモチ　2：シラカシ　3：アオキ
4：ケヤキ　5：サンショウ　6：ムクノキ
7：イヌワラビ　8：ヒサカキ　9：キヅタ
10：オオバジャノヒゲ　11：シュロ　12：エゴノキ

4

モデルとする樹林の構成④

屋敷林・社寺林（地域に成立する自然植生）（ヤブコウジ−スダジイ群集）

沖積低地に接する台地斜面、あるいは自然堤防上にある社寺の境内や古い民家の裏手に見られます。

単木では、古利根川や元荒川に沿った砂層という乾燥しやすい土地である自然堤防の農家の裏手にしばしばスダジイの古木が点在します。

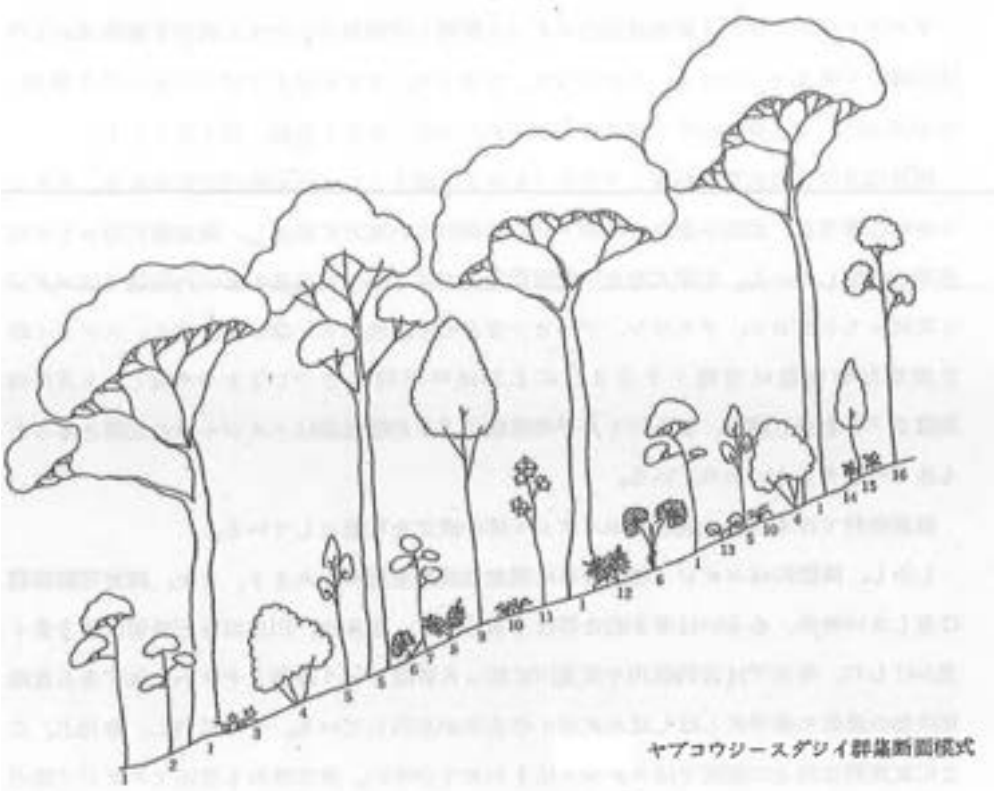

ヤブコウジ−スダジイ群集断面模式

1：スダジイ　2：ヒサカキ　3：キヅタ
4：アオキ　5：シラカシ　6：シュロ
7：ネズミモチ　8：ベニシダ　9：モチノキ
10：ジャノヒゲ　11：カクレミノ　12：ヤマイタチシダ
13：チャノキ　14：ヤブコウジ　15：シロダモ
16：ヤブツバキ

植樹の計画①

5 里山の計画目標

「新たな森づくり」が目指す樹林は、明るい落葉広葉樹林をモデルとしています。

地域の二次林（雑木林）のほかにも、**地域を代表する植生**として主に常緑広葉樹で構成される**屋敷林**や**社寺林**、**自然堤防に生育する落葉広葉樹林**などの様々な樹林形態があります。

目標とする樹林地の植栽計画は、以下のような手順を参考に進めます。

（参考例：樹林地整備手順）

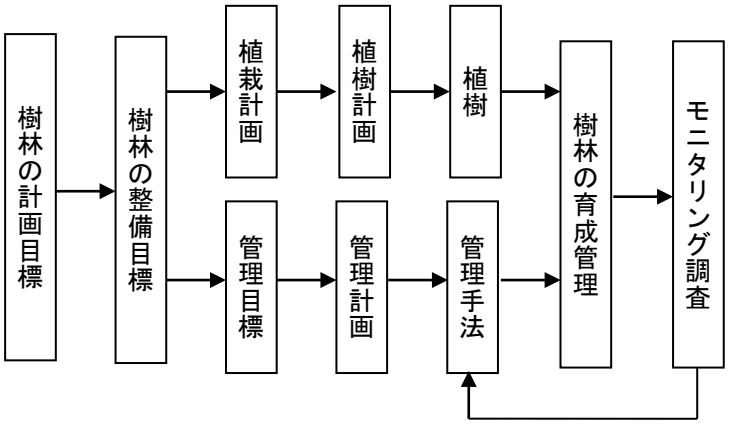

明るい落葉樹林の利用方法には、休息型（200～1,100 本／ha）、運動型（200～800 本／ha）、散策型（200～1,800 本／ha）などがあり、樹木の立木密度がそれぞれ異なります。また、樹林の機能面から、景観林や環境林などがあります。目標とする樹林は、利用や機能面などの目的により、創出する樹林の構造が変わります。

植樹の計画②

6 植栽方法

新たな森づくりでは、被圧されにくい高さ（50～80ｃｍ）の苗木を植栽します。苗木の植栽方法として、立木密度 **30,000～40,000 本／ha** で密に植栽する方法や、立木密度 **2,400～4,000 本／ha（2.0～1.5m／1 本間隔）** で疎に植栽する方法などがあります。また、一律の密度で全域を植栽する方法、エリアごとに密度を決めて様々な密度で植栽する方法などが考えられます。

植樹の計画③

7 育成管理

■ 育成管理方法

30,000～40,000 本／ha の立木密度で植栽する樹林は、自然淘汰により樹林を形成します。また、疎に植栽する樹林は、植樹後、**県民の手により樹林を育成**していかなければなりません。そのためには、樹木の成長段階ごとに**下草刈り、間伐、モニタリング**などが必要なります。

例えば、下草刈りは、**植樹後の 3 年間**は、樹高が低くこまめな**下草刈り**が必要となります。その後は、景観や樹林に生育・生息する動植物の環境利用の観点から、条件に応じた管理が必要になります。

植樹され生育環境が管理された樹木は、5 年で樹高 4～5m、10 年で樹高 7～8m程度に成長するものと思われます。**密度管理は 5 年目、10 年目を目途に約 1/2 程度(2 回で 1/4 程度)**になるよう実施します。

これらの樹林管理では、モニタリングとして特定の種の消長、目標とする樹林との整合性などにより、**森としての成長を確認**することが必要になります。

■ 育成管理の留意点

苗木植樹後の数年間は、**下草刈り**や**潅水**等の管理が必要です。県民の手で植樹された苗木は、**枯らすことがないように注意**します。

植栽後、植樹した県民が継続して育てていくことが望ましいですが、植樹のみの場合もあります。県民が管理を行うのか、公園管理者が管理を行うか植樹の計画段階で協議しておくことが重要です。

植樹の計画④

8 樹木の調達

植栽する樹木は、地域性遺伝子の考えを踏まえ、近隣で採取することを第一優先とします。樹木は、**出来る限り埼玉県内**から調達します。

また、都市部の公園などで植樹した樹木は、その生い立ちが分からないことからできる限り避け、以前から自生している樹林地を対象とします。土地所有の違いにおいて、比較的に公有地のほうから樹木を確保しやすいですが、民有地であっても地域の遺伝子を継承する上では重要であるため、民有地からも積極的にドングリなどの種子を調達するようにします。

植樹の計画⑤

9 苗木の植栽

（苗木の里親〈スクールステイ・カンパニーステイ〉）

県では「新たな森づくり」のため、学校や企業でドングリなどの種子拾いから苗木を育て、里親になっていただき、成長した苗木を「新たな森」に植栽するまでの作業を県民とともに実施します。参加していただく企業や学校においては、「環境教育」「社会貢献」の場として活用していただくことを目的とします。

■ ドングリの採取地と採取時期

ドングリの採取は、植栽樹木の調達方法の考え方から、まずは春日部市内から採取します。さらに、採取地を広げる場合は、**埼玉県内**とします。

また、地面に落下後、ドングリが乾燥すると発芽率が悪くなることから、採取は **10 月頃が適期**と考えます。

■ ドングリの種類

はじめのうちは、採取するドングリを**コナラ、クヌギ、シラカシ等**とします。

また、良好な樹林を育てるために多様な樹種を混入することも考えることから、クヌギ、コナラ以外にもヤマザクラ、エゴノキ、エノキ、シデ類などが考えられます。しかし、これらの種子の採集が難しいことから、専門家が参加し苗木の生産技術を持った活動により実施します。

■ 苗木の育成

苗木は、２年間で樹高 **50～80ｃｍ**を目安に育成させます。

苗木は、トレイなどで育成します。２年目は根が成長することから、根の張り具合によってはポットに変える方法なども検討します。

並木の植栽①

10 並木の基本方針

「新たな森づくり」のシンボルとして、様々な人々が集う場所にふさわしい並木を目指します。並木は、四季を感じ景観的演出効果が高く、印象的な空間を創出する樹種や植栽方法を検討します。

○　みどりの再生のシンボル的な景観
○　県内では稀な印象的な素晴らしい景観
○　四季の変化や樹木の存在感を認識できる景観
○　「ふれあいの森」にふさわしい人々の集いがある景観

当初「横断道路」「北側周回園路」「南側周回園路」の３エリアに分けて並木の配置検討を進めました。そのなかで公園全体の空間配置等、公園を取り巻く諸事情の変化等に伴い「北側周回園路」「南側周回園路」は取りやめることとなり、以下のような方針となりました。

■　横断道路
- 公園の顔となるような美しい景観づくり
- 公園に興味をもってもらえる景観づくり
- 樹形や紅葉など美しさや四季の移ろいを楽しめる空間

●東側駐車場脇、管理棟前等
- 横断道路の並木から園内の雑木林への移行空間
- 横断道路の樹種に加えて里山景観・地域の植生を代表する樹種で混植

●西側園路沿い
- 花木や野草を植栽した「植物見本園」として環境学習の場とする
- 在来種のみならず外来種も含める

11 並木の樹種

並木の植栽②

■ 横断道路

・樹形が美しいシンボル性をもつ樹種
・風土の景観に馴染む地域性・郷土性をもつ樹種
・紅葉など季節を印象づける樹種

という考え方に基づいて、**ケヤキ、ハナノキ、キリ、ナシ（ハナナシとする）**を樹種として検討しました。

当初候補樹（キリ、ナシ、モミジバフウ）のうちモミジバフウは虫害が懸念されました。このため代替案として、モミジバフウに似て赤く紅葉するとともに樹高も高く景観的に美しい**ハナノキ**および県の木でもあり新緑が美しく新田集落等にもよく使われていた**ケヤキ**を加えました。

キリ

ハナノキ

ケヤキ

ハナナシ

■ 東側駐車場脇、管理棟前等

・里山の景観や地域の植生を代表する樹種
・里山を彩る花や紅葉などにより、里山の四季を特徴づける景観を演出る樹種

横断道路の並木から園内の雑木林への移行空間として上記の考え方に基づき、**ケヤキ、キリ、ハナナシ、クヌギ、コナラを**樹種として検討しました。

ケヤキ

キリ

ハナナシ

クヌギ

コナラ

並木の植栽③

12 並木の植栽方法

■ 横断道路

高木は、一列目のハナノキ二列目のケヤキを主体とした二列植栽とします。ハナナシ、キリ等を出入口付近のポイントに景観木として混植した多層構造です。南側は二列植栽が難しいためハナノキの列植とします。横断道路沿いの両側へ並木植栽をすることで公園の顔となるような景観づくりとします。

● 東側駐車場脇、管理棟前等

横断道路と一体となった景観形成のために駐車場内にもケヤキやハナナシ等の高木を植栽します。加えて雑木林への移行空間としてクヌギ・コナラを混植します。

● 西側園路沿い

埼玉県に自生する在来種のみならず外来種も含めた花木や野草を植栽した植物見本園として、環境学習の場をつくります。このため高木植栽は行いません。

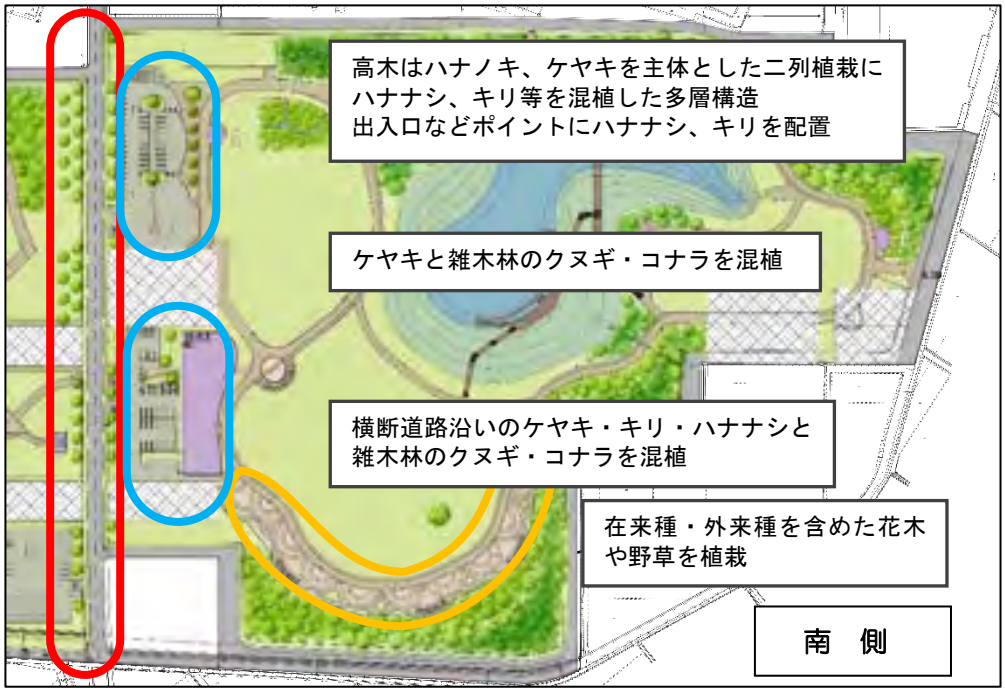

シンボルツリーの植栽①

13 シンボルツリーの植栽

■ シンボルツリーの基本方針

「公園」のシンボルとして、また木陰の創出や遠景の創出を目的として、シンボルツリーの配置を検討することとしました。

検討の結果、シンボルツリーの基本的な考え方について南側北側それぞれで以下のように位置付けました。

南側（アクティブエリア）
- シンボルとしての役割
- 緑陰木としての役割
- 遠景形成の役割

北側（エコロジカルエリア）
- 北側では、自然環境に近い環境整備を目指すため、都市公園にあるようなシンボルツリーは植栽しない。

この位置付けをもとに以下に示した南側の広場ごとに１本ずつ、**計３か所にシンボルツリーを配置する**こととしました。

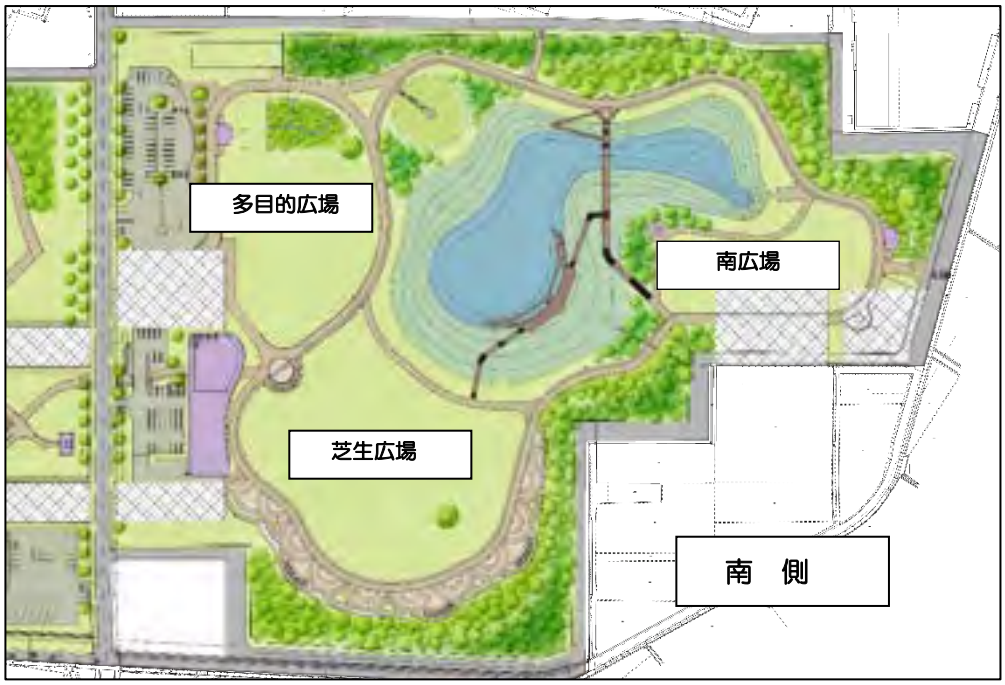

シンボルツリーの植栽②

14-1 シンボルツリーの候補種

「公園」におけるシンボルツリーとしての役割や地域の植生などを考慮して、以下の５種を候補種として検討しました。シンボル性を高められる樹種を選定しています。この役割を満たすことを考慮して、在来種を基本としつつ外来種も含めて検討をしています。

ネムノキ

マメ科ネムノキ亜科　落葉広葉樹　小高木　高さ５～１０ｍ

成長はかなり早いが、移植難易度はかなり高い。地下水に強く湿気を好む。管理の手間が少ない。発芽がよく病害虫に強い。

６～８月頃に桃のように甘い香りの花が咲く。

食草・食樹：キチョウ、カメムシなど

センダン

センダン科センダン属　落葉広葉樹　高木　高さ７～３０ｍ

成長はかなり早いが、移植難易度は高い。地下水に強い。管理の手間が少なく発芽がよい。

初夏に花が咲く。弱いが良い香りがする。

食草・食樹：アゲハチョウ類、ヒヨドリ、クマゼミなど

イチョウ

イチョウ科イチョウ属　落葉広葉樹　高木　高さ２０～３０ｍ

成長がかなり早く、移植難易度は低い。病害虫、風、乾燥に強い。葉が密生して木陰を作る。落ち葉の清掃に手間がかかる。

生きた化石とも呼ばれる。

ムクノキ

ニレ科ムクノキ属　落葉広葉樹　高木　高さ１０～２０ｍ

成長は早い。移植難易度は中程度。病害虫に強く剪定に耐える。実は甘みがあり人間も食べることができる。

食草・食樹：ムクドリ、ツグミ、ヒヨドリなど

クスノキ

クスノキ科クスノキ属　常緑広葉樹　高木　高さ１５～３０ｍ

成長が早く寿命も長い。移植難易度は中程度。病害虫や風に強い。各地の神社に大木が残っており御神木になることも多い。

食草・食樹：アオスジアゲハなど

シンボルツリーの植栽③-1

14-2 シンボルツリーの樹種決定①

シンボルツリーの樹種について、シンボルツリーとしての役割に対する樹形やサイズなどのふさわしさをはじめ、地域性や調達状況などを考慮して、**センダン、ムクノキ、クスノキ**の３種類としました。

センダン
はじまりの森周辺での活動時の緑陰木として活用

ムクノキ
南広場の中心にシンボルとなるように配置する。実を食べに小鳥たちが集まる。

クスノキ
芝生広場に年間を通して緑の生い茂る常緑樹を配置。

シンボルツリーの植栽③-2

14-3 シンボルツリーの樹種決定②

シンボルツリーの樹種決定にあたっての考え方、経緯を以下に示します。

■ 基本方針

シンボルツリーの検討にあたっては、**「真夏の陰形成の役割」、「待ち合わせや被写体としてのシンボルの役割」、「遠景の形成」等の役割**を考慮しています。この役割を満たすことを考慮して、在来種を基本としつつ外来種も含めて検討をしています。

■ 樹種ついて

「14-1　シンボルツリーの候補種」で挙げた樹種のうち、**地域性や遺伝子の考え方を踏まえ、県内で調達可能なもの**として、「14-2　シンボルツリーの樹種決定①」で示した**センダン、ムクノキ、クスノキ**に決定しました。

■ 配置場所について

シンボルツリーの配置場所の決定にあたっては、今後周りの樹木が育っていったときも調和しつつ埋もれてしまうことのないように**管理棟や駐車場付近、南広場側などといった主要な視点場からの景観を考慮**して決定しました。また、広場を使った活動やヘリポートの位置なども考慮しています。

シンボルツリーの植栽③-3

14-4 シンボルツリーの樹種決定③

「13　シンボルツリーの植栽」から「14-3　シンボルツリーの樹種決定②」までの経緯や検討内容を踏まえて、シンボルツリーの樹種と位置について以下のとおり決定しました。

センダン
はじまりの森周辺での活動時の緑陰木として活用

はじまりの森近くに、緊急時のヘリポート離発着も考慮して配置しました。

ムクノキ
広場の中心にシンボルとなるように配置する。実を食べに小鳥たちが集まる。

南広場のシンボルとしつつ、管理棟付近など主要な視点場からの景観も考慮して配置しました。

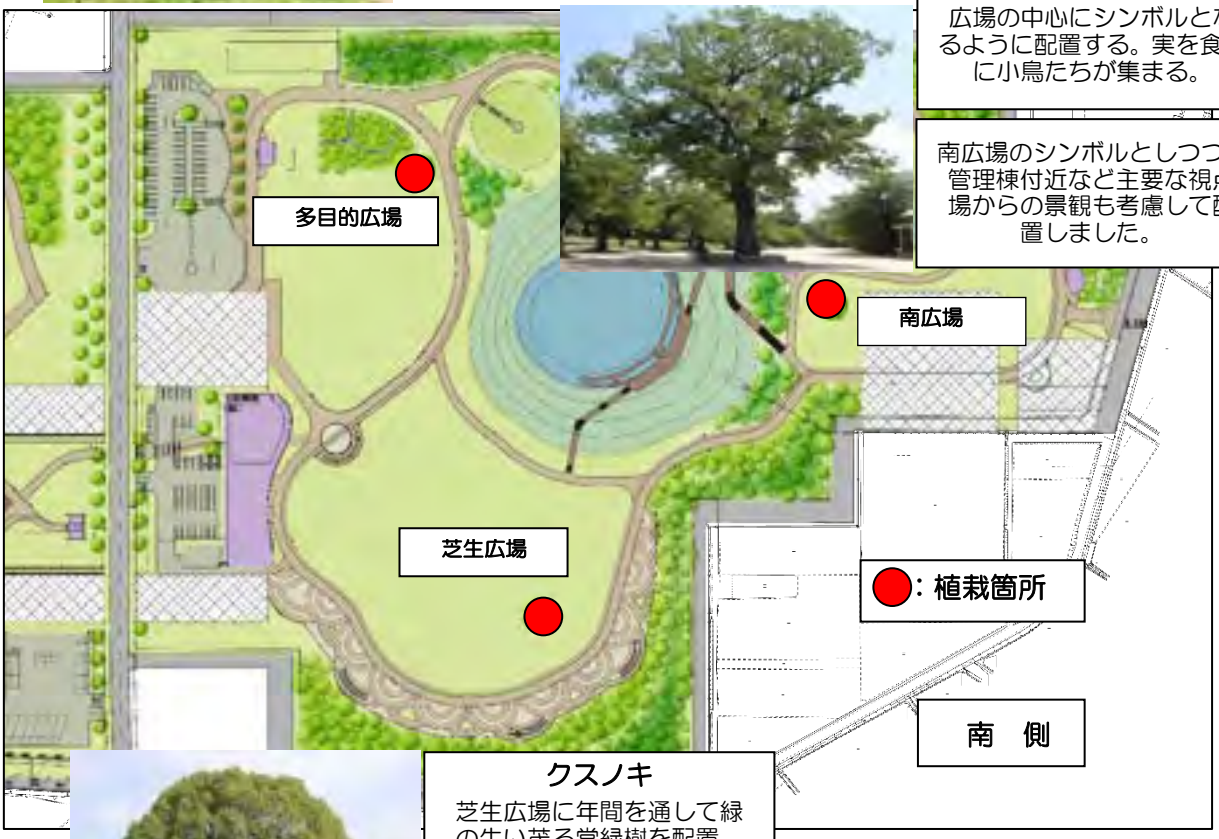

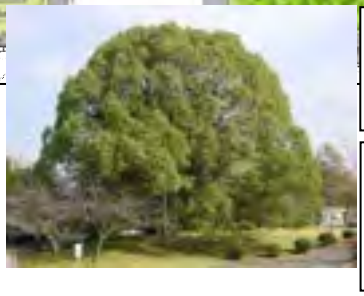

クスノキ
芝生広場に年間を通して緑の生い茂る常緑樹を配置。

管理棟からの景観や後ろの里山との調和を踏まえつつ、広場での活動にも考慮して配置しました。

植栽土壌①

15 植栽土壌の改良①

公園内の土壌基盤はそのままであると植栽が難しいため、造成にあたって公園全体で簡易的な土壌改良を施しました。

具体的には地表から 60cm 深さでヤシガラの混入、耕うんを行っています。以下に改良の模式図を示します。

模　式　図

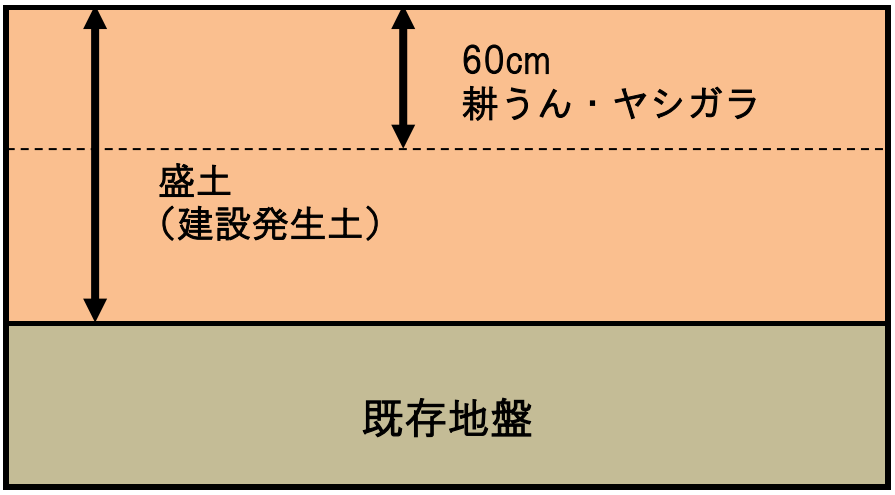

植栽土壌②

16 植栽土壌の改良②

令和元年度の植樹イベントにあたって、植樹エリアで苗木を植樹することを考慮した土壌改良を実施しました。

具体的には以下のとおりです。

①表土をGLから10cm掘削した後、11cm深さで堆肥の混入、耕うん

②黒ボク土を10cm敷き均し、一部エリアで転圧

以下に改良の模式図と対象エリアを示します。

模　式　図

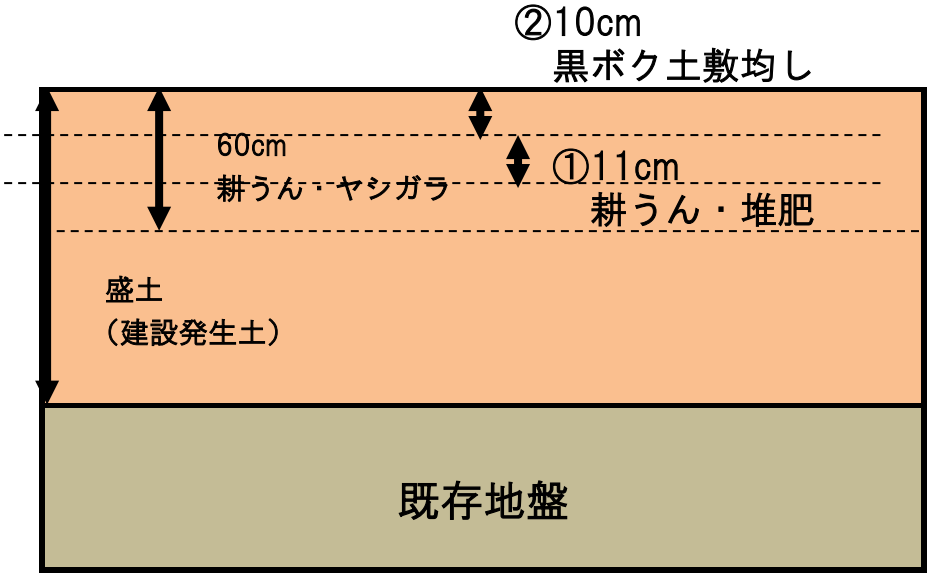

対　象　エ　リ　ア

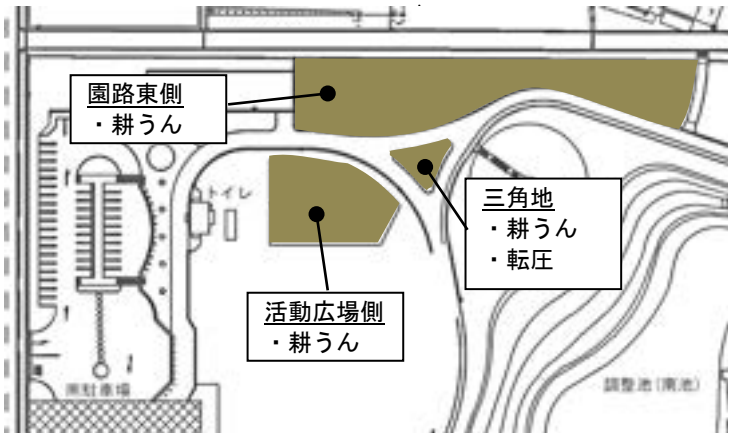

17

植栽土壌③

植栽土壌の分析

植栽に適した土壌とするためにこれまで土壌改良を進めてきました。今後さらに公園の植栽を進めていくにあたって、**より適した土壌改良を施すために植栽基盤調査を行い土壌の現状を把握する**こととしました。

植栽基盤調査

物理環境計測：土壌硬度、排水性、
粒度分布(透水性、保水性、通気性の判定基準)

土壌化学分析：土壌 pH(土壌の酸性度)、
電気伝導度(塩類濃度による障害の有無を判定)
腐食含有率(土壌の肥沃度)

ボーリング調査：地下水位の計測

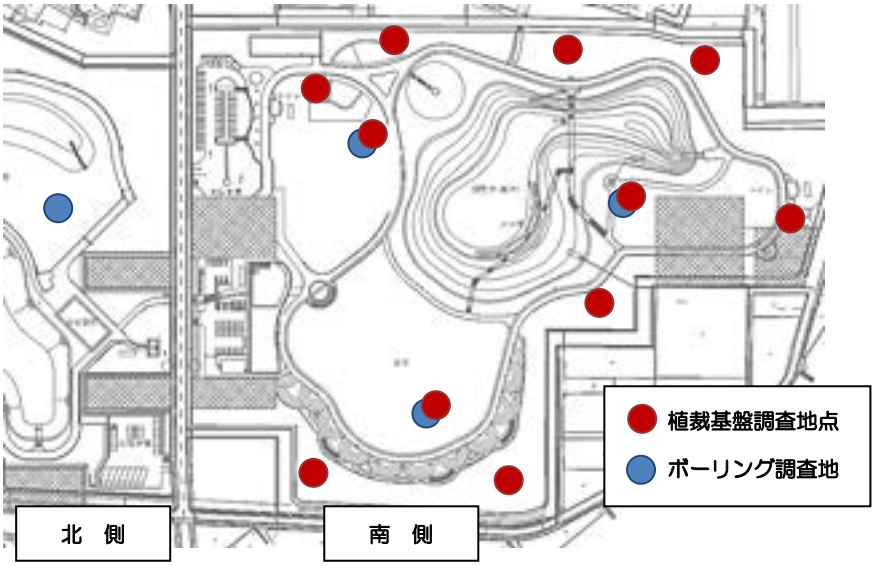

V 水辺の考え方

水辺①

1 調整池の構造

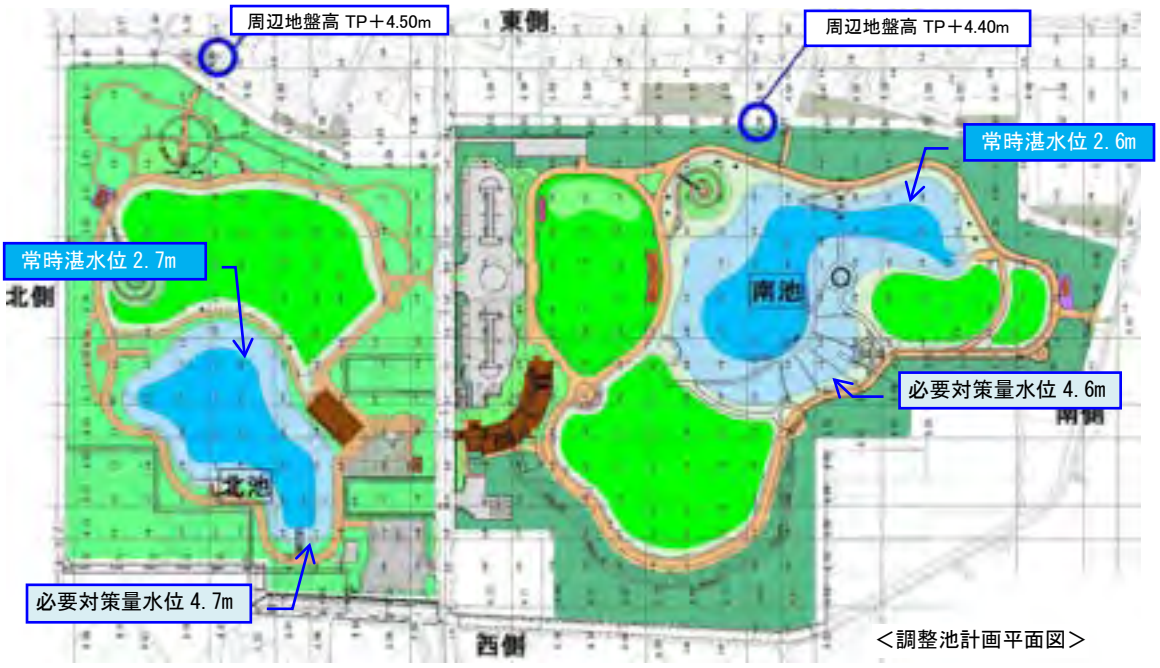

＜調整池計画平面図＞

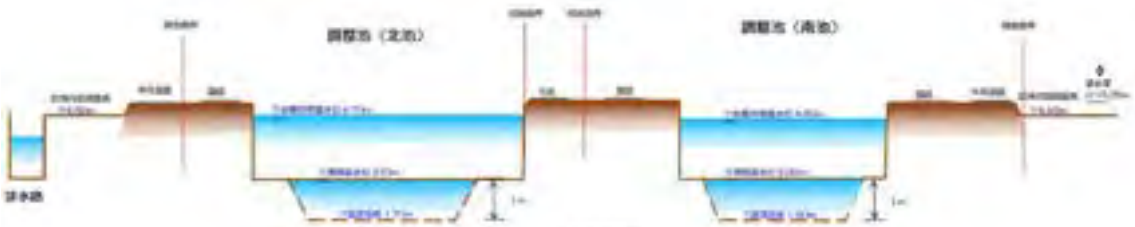

＜調整池断面図＞

＜調整池計画緒言＞

	北池	南池
必要容量	14,275m³	19,150m³
調整池容量	15,336m³（余裕 7.4%）	20,050m³（余裕 4.6%）
H.W.L.（最高水位）	TP+4.95m （TP+4.7+最大湛水深 0.25m）	TP+4.85m （TP+4.6+最大湛水深 0.25m）
調整容量水面 （現況周辺最低地盤高）	TP+4.7m	TP+4.6m
調整容量池底	TP+2.7m	TP+2.6m
修景最深池底	TP+1.7m	TP+1.6m
最小法面勾配	1：3	1：3

水辺②

2 水辺環境形成の考え方

〇常時水面がある場所周辺では、緩やかな斜面とし、水辺～湿地～草地までの環境が異なる**推移帯**を形成します。
〇池の周辺には、ハンノキ、ヤナギなどの**河畔林**をつくる樹木を植栽し、**水辺と一体となった景観**を形成します。
〇水質浄化を兼ねた（ヨシなどの）水生植物が生育する場所をつくり、**水鳥や水生生物の隠れ家**とします。
〇ヨシなどの水生植物が繁茂し過ぎる場合は、伐開します。その場合は、一度に全ての範囲を伐開するのではなく、**生育範囲の半分ずつ、年を変えて伐開**します。

水辺から草地までの自然環境
（加須市内の河跡湖）

湿地の自然環境
（環境科学国際センター）

水辺沿いのハンノキ林
（環境科学国際センター）

水辺③

3 水辺環境の例（植物）

■ 湖沼の水辺の植物

水辺から草地・樹林までの**エコトーン**をつくり、沈水植物、浮葉・浮遊植物、抽水植物、湿性植物、水辺林などが生育する**多様な環境を創出**します。

また、下記のような植物が生育することを目標に環境の回復・保全活動を行っていきます。

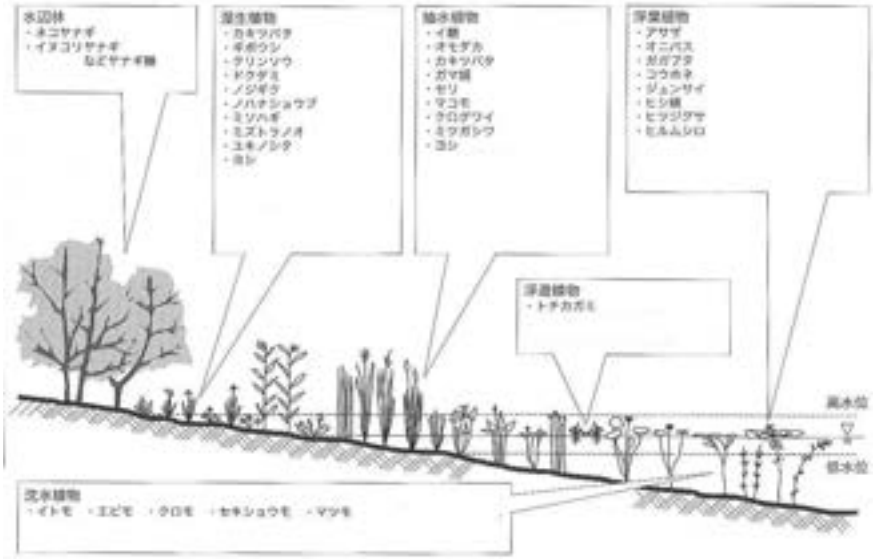

（図出典：グランドカバー緑化ガイドブック）

水辺④

4 水辺環境の例（鳥類）

■ 水辺と鳥類

多様な水辺の環境では、様々な**鳥類が休息、採餌、繁殖**などに利用します。

下記のような鳥類が訪れる環境を創出し、保全する活動を行っていきます。

（図出典：グランドカバー緑化ガイドブック）

Ⅵ 草地の考え方

草地①

1 草地環境形成の考え方

■ 埋土種子が混入した表土の再利用

〇盛土に公共残土を使用し、地表部１０㎝程度のみ在来種が混入した**表土を確保**し、敷き均します。

〇広い面積の表土を公共残土のみでは難しいため、**民間開発などの表土の可能性**も検討します。

■ 時間経過を組み込んだ野草の復元

〇初期の表土被覆として在来種を中心とした種子を吹き付けます。

〇外来植物が繁茂しないように、モニタリングや在来野草へのコントロールを行いながら草地の管理を実施します。

〇管理は草刈り程度とします。定期的な草刈りを継続することにより草丈の低い野草、やや草丈が高い野草などの草地をつくります。

草地②

2 草地管理

■ 低茎草原タイプ：年3回の刈取り

チガヤとシバ、ギョウギシバなどが混生し、高さは４０cm 以下に抑えることができます。増やしたい野草では、イヌタデ、オオイヌノフグリ、カラスノエンドウ、アキノキリンソウ、ウツボグサ、オオジシバリ、タンポポ、ニガナ、ニワゼキショウ、ノコンギク、ヘビイチゴ、ミヤコグサ、ノアザミ、ヨメナ、キツネノカミソリ、ヒガンバナ等があります。

■（中茎草原タイプ：年2回の刈取り）

チガヤが優占する高さ 60cm 程度の草地になります。春刈りではオニユリ、カワラナデシコ、ヤブカンゾウ、カワラナデシコなど、晩秋刈りではワレモコウ、ツリガネニンジン、ツルボなどを期待することができます。

■（高茎草原タイプ：年１回の秋刈り）

チガヤやススキが優占する高さ１m程度の草地になります。オミナエシ、フジバカマ、ツリガネニンジン、ノコンギクなどを期待することができます。

低茎草原タイプの植生断面図　（中茎草原タイプの植生断面図）（高茎草原タイプの植生断面図）

Ⅶ 生物多様性

新たな森における生物の多様性①

1 複合的な環境と生物の多様性

新たな森づくりでは、樹林、草地、水辺の環境が創出されます。生きものは、単一の環境に依存するものと複合的な環境に依存するものがいます。樹林、草地、水辺の異なる環境を有機的につなげることにより、複合的な環境創出し生きものにとって多様な環境を創出します。

例えば、トンボやカエルのように幼虫の時は水辺で生活し、成虫になると樹林や草地の環境で生息するものがあります。また、鳥類やほ乳類は安全な樹林をねぐらとしますが、採餌のために草地や水辺までを生活の場としているものがいます。このように生きものは、様々な環境を利用しています。

新たな森づくりでは、これまでに水田であった場所に樹林や草地を創出し、複合的な環境をつくることで生物相が豊かになっていきます。

新たな森における生物の多様性②

2 多様な自然環境の整備

樹林、草地、水辺等において多様な環境空間を創出することで、各々の環境の質を高めることができます。

樹林の外周部には林縁が存在し、マント・ソデ群落として樹林内を風による乾燥から保護するのみでなく、様々な植物種が生育し、そこを多種な動物種が利用します。

草地では草丈を変えることにより、草丈の差による様々な植物種が生育します。また、異なる草丈の環境には、それぞれの草丈にあった昆虫が生息します。

水辺は水深や水質の違いが水生生物の生息に大きく影響します。少しの変化でも環境が激変しますが、その分多様な環境を創出することができます。開放水面から水性植物が繁茂する水辺、湿地など様々な環境が存在します。水鳥を例にとっても、植物食性のカモ類は水性植物が繁茂した場所を好みますが、動物食性のカモ類は潜水できる開放水面が必要となります。また、潜水性のカモ類は水深のある水辺で魚を捕えますが、サギ、シギ、チドリ類は浅い水辺で水生生物を捕食します。

このように環境に変化をつけることで、多様な生物の生育・生息空間を確保することができます。

新たな森における生物の多様性③

3 生きもの管理の考え方

森づくりに責任を持つことは、同様にそこに生育・生息する動植物の保全にも責任を持つことでもあります。基本的には樹林、草地、水辺等の自然地も動植物の生育・生息地も一体になったひとつの環境であることから、生物の保全に配慮します。

森づくり活動のなかでは、相反することもありますが、そのような場合には保全を考え、様々な条件を踏まえたうえで何を優先すべきか考えます。

また、一般の利用者にとって生きものの全てが受け入れられると限りません。その場合は、生きものの保全の考えを説明し理解を得たうえで公園を利用していただきます。ただし、噛みつく、刺す、毒を持つなど人に危害を与える種については、排除する必要があります。

新たな森における生物の多様性④

4 地域と連携した生物多様性の確保

食物連鎖において高次消費者になるほど、広い生息空間を利用する種が多くなります。

新たな森での生物相を考える上でも、敷地内で生活史を完結する種もいれば、広域の範囲を必要とする種もいます。広域の範囲を利用する種にとって新たな森が、重要な生活の場になることを期待します。

新たな森と接する周辺の様々な自然環境と連結することにより、周辺から新たな森へ、また新たな森から周辺地域へと生物が移動します。このことは新たな森が、周辺地域の自然環境に対し多様な種の供給源となり、地域の希少な動植物の種を保全することにつながります。

このように新たな森づくりが、周辺地域における生物の多様性を確保します。また、周辺地域におけるエコロジカルネットワークを形成するとともに、移動する種の重要なエコロジカルネットワークの拠点となります。

新たな森における生物の多様性⑤

5 森づくりの指標となる生物

生物種には、環境の質が悪化し変化することで、個体数が減少したり、いなくなったりする種があります。また、それとは反対に、環境が創出されたり、安定したりすることで、これまでに見られなかった種が出現したり、個体数が増えたりする種があります。

このように生物の生息の特性を活かし、環境の変化を表したり、環境の質を計ったりするものとして生物指標による評価があります。

「新たな森づくり」では、これまで水田であった場所に、樹林や草地、まとまった水辺をつくることから、これらの創出される環境について生物指標種を活用して検証することができます。また、保全管理活動などにおいて、モニタリングすることで活動の成果を実感し、時には修正するための基準となります。

想定される生物指標種について、その例を以下に示します。

環境	生物指標種の例
（広域的） 複合的な環境	ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、サシバ等
複合的な環境	ミドリシジミ、トンボ類等
樹林	アオバズク等の猛禽類
水辺	カモ類、サギ類などの水鳥、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、水生昆虫、ヘイケボタル、トンボ類等
草地	チョウ類、植物等

生物指標種の選定にあたっては、周辺の自然環境調査より生物相を把握し、生育・生息可能な種とします。

さらに、生物種によっては、すぐに出現する種、時間をかけて出現する種があるため、時間軸を踏まえた目標を設置することが重要です。

Ⅷ 活動例

森づくり活動例①

1 植樹活動

■主　　体：県民、団体（学校）、NPO、企業等

■活動内容：・ドングリから苗木を育て園内に植樹
・樹林を形成するための維持管理

■活動場所：樹林

■協議・検討事項：・県民参加の植樹計画
・植樹する県民を募集
・植樹の指導者の選定
・県民によるモニタリング手法と実施の検討
・大学の活動、研究の場としての活用方法の検討
・企業のＣＳＲの募集方法

■活動スケジュール

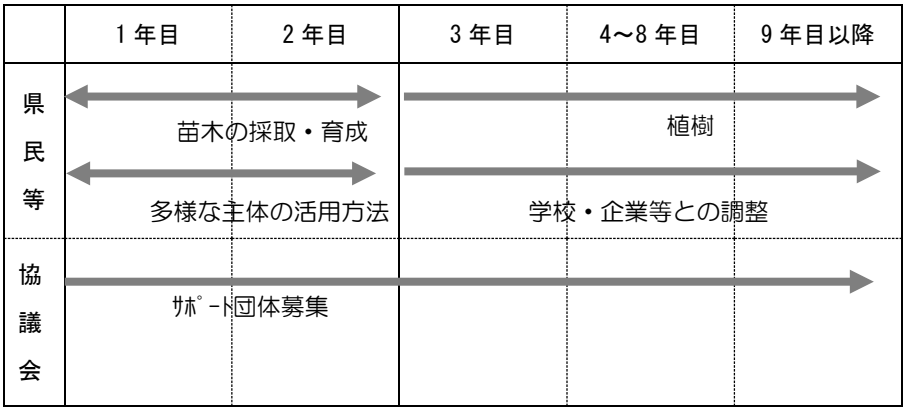

■活動の留意事項：・初年度は県が主体となり「苗木の里親〈苗木のスクールステイ・カンパニーステイ〉」の活用
・県民個人で参加できるイベントや植樹活動などを検討

森づくり活動例②

2 樹林の管理育成活動

■主　　体：県民、学校、ＮＰＯ、企業等
■活動内容：公園ボランティアにより、樹林地の創出、保全と良好な樹林の維持管理
■活動場所：樹林
■協議・検討事項：・植物管理（灌水）
・植樹する県民を募集
■活動スケジュール

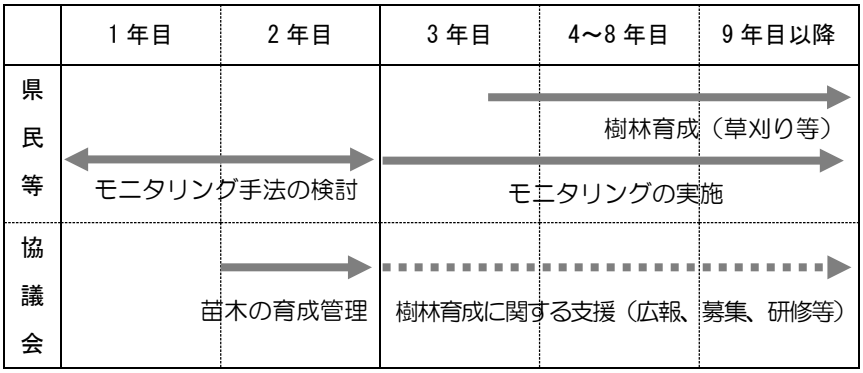

■活動の留意事項：・県が主体で実施するサポート団体を活用
・県民個人で参加できるイベントや定期管理作業活動などを検討

森づくり活動例③

3 水辺づくり活動

■主　　体：県民、ＮＰＯ、自然保護団体、学校、企業等
■活動内容：・公園利用との整合を図った水辺植生の維持管理
・伝統的な環境復元と自然再生
・水生生物が安定して生息するための維持管理
■活動場所：調整池及びその周辺
■協議・検討事項：・県民による環境復元、維持管理活動体制づくりの検討
・学識経験者等の専門家による保全管理に関する技術的な支援方法の検討
■活動スケジュール

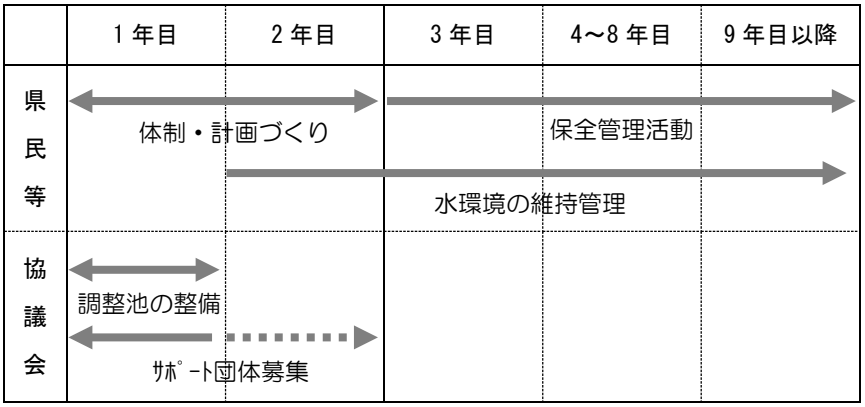

■活動の留意事項：・基盤整備段階における行政との調整
・早期に活動団体を確保し、基盤整備とともに活動を開始

森づくり活動例④

4 生きものの生息環境づくり活動

■主　　体：県民、ＮＰＯ、自然保護団体、学校、企業等

■活動内容：・多様な自然環境の創出と維持管理
・地域の自然環境の復元と維持管理
・水質管理によるホタルの繁殖環境の保全
・小中学校等の環境教育への活用、保全活動への参加

■活動場所：樹林、草地、水辺と多様な環境

■協議・検討事項：・学識経験者等の専門家を含めた県民による体制づくりの検討
・科学的知識を踏まえた保全管理方法及び評価（モニタリング方法）の検討

■活動スケジュール

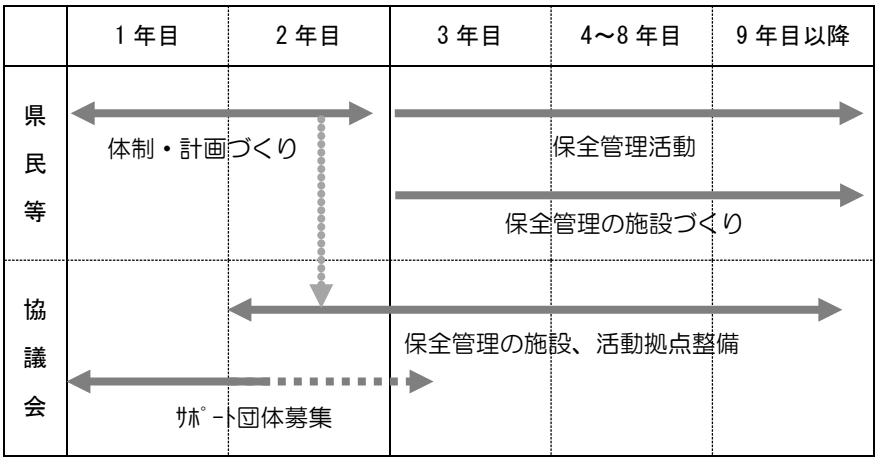

■活動の留意事項：・様々な団体が活動するため、各活動団体の調整を図る
・活動の内容が多岐にわたるため、活動目的が異なる団体を上手に配置することが重要

森づくり活動例⑤

5 プレイパーク

■主　　体：県民、ＮＰＯ等
■活動内容：プレイパーク団体が、子供が楽しめる自然ふれあい体験活動の実施
■活動場所：プレイパークとして利用できる場所全て
■協議・検討事項：・公園ボランティアやプレイリーダーの活用方法の検討
・プレイリーダーの募集、調整
■活動スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4～8年目	9年目以降
県民等	←体制づくり→		←計画づくり・実施→		
協議会	←参加団体募集→				

■活動の留意事項：・整備当初は、活動の中心が草地や水辺となる
・プレイパークとして利用しやすい樹林の育成のため、他の活動団体と協議を行う
・プレイリーダーの育成が重要

森づくり活動例⑥

6 里山体験活動

■主　　体：県民、ＮＰＯ、学校、企業等
■活動内容：公園ボランティアにより、樹林地の創出、保全と良好な樹林の維持管理、里山体験としての養蜂
■活動場所：雑木林、作業小屋などの活動拠点、炭焼小屋
■協議・検討事項：・里山保全管理計画の検討
・活動拠点などの整備の検討
・養蜂活動とハチミツの販売
■活動スケジュール

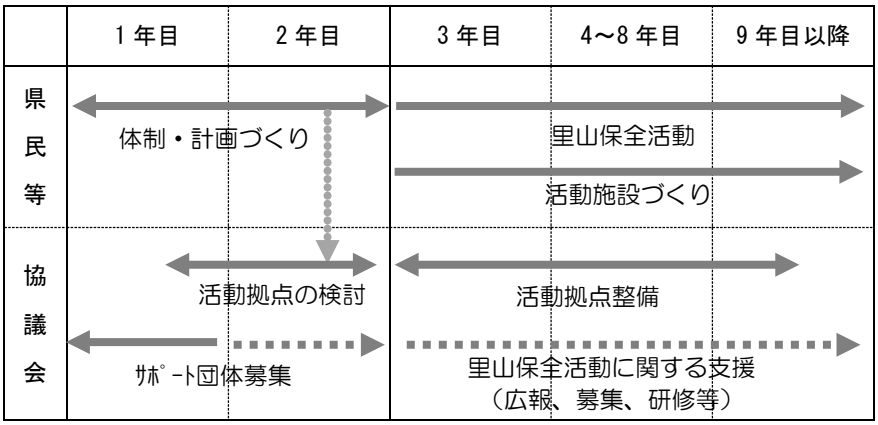

■活動の留意事項：・様々な団体が活動するため、各活動団体の調整を図る
・活動の内容が多岐にわたるため、活動目的が異なる団体を上手に配置することが重要
・活動拠点整備のため、協議会で施設整備に関する協議を行う

森づくり活動例⑦

7 木工製作活動

■主　　体：県民、ＮＰＯ、学校等
■活動内容：間伐した樹木などを活用し、園内の施設づくり等
■活動場所：樹林、木工製作などの活動拠点
■協議・検討事項：・活動団体や指導者の育成と体制づくりの検討
・活動拠点などの整備の検討
■活動スケジュール

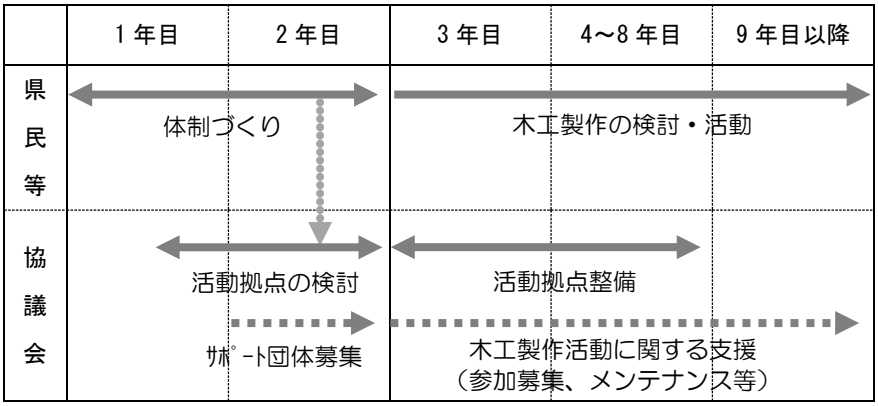

■活動の留意事項：・イベント形式で参加者を集う
・活動拠点整備のため、協議会で施設整備に関する協議を行う

森づくり活動例⑧

8 自然環境に関する環境教育活動

■主　　体：県民、ＮＰＯ、学校、企業等

■活動内容：・森づくりや水辺環境の維持管理を通じた県民に対する環境教育
・団体（大学などの教育機関）のフィールドや企業 CSR に活用

■活動場所：雑木林、道具小屋・レクチャールームなどの活動拠点、ビオトープ（調整池を利用）

■協議・検討事項：・パークレンジャーをおいた管理運営体制づくりの検討
・環境教育に関する団体の活用方法の検討
・活動拠点などの整備の検討
・参加団体の募集、調整
・企業のＣＳＲの活用方法の検討

■活動スケジュール

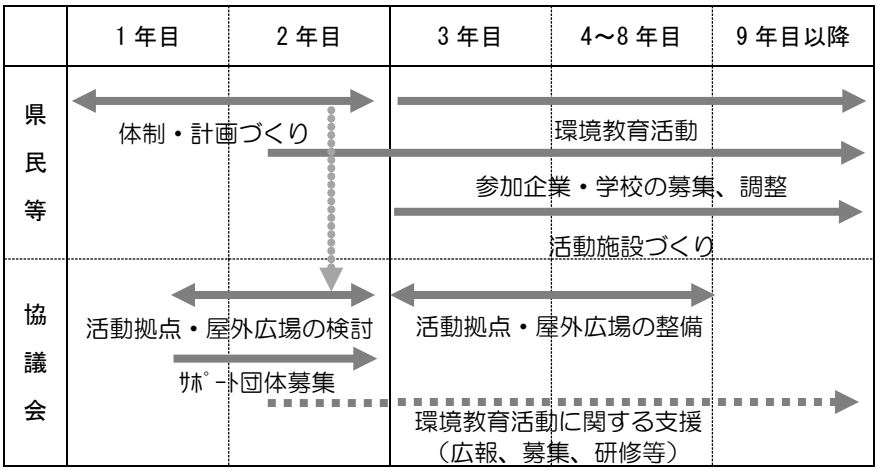

■活動の留意事項：・様々な団体が活動するため、各活動団体の調整を図る
・活動の内容や場所が多岐にわたるため、活動の異なる団体を上手に配置することが重要

森づくり活動例⑨

9 循環型社会に関する環境教育活動

■主　　体：県民、ＮＰＯ、学校、企業等

■活動内容：・再生エネルギー・リサイクル体験活動の場として活用
・循環型社会の実験・研究の場として活用
・リサイクル技術の研究、開発の場として活用

■活動場所：バイオマス（廃材等）、太陽光パネル、風力発電などの自然エネルギー施設

■協議・検討事項：・再生エネルギーの活用方法、エネルギー生成施設の利用等の維持管理
・リサイクル技術の研究・開発を検討する体制づくりの検討
・団体（大学等）の活動、研究の場としての活用方法及び募集、調整
・企業のＣＳＲの活用方法の検討

■活動スケジュール

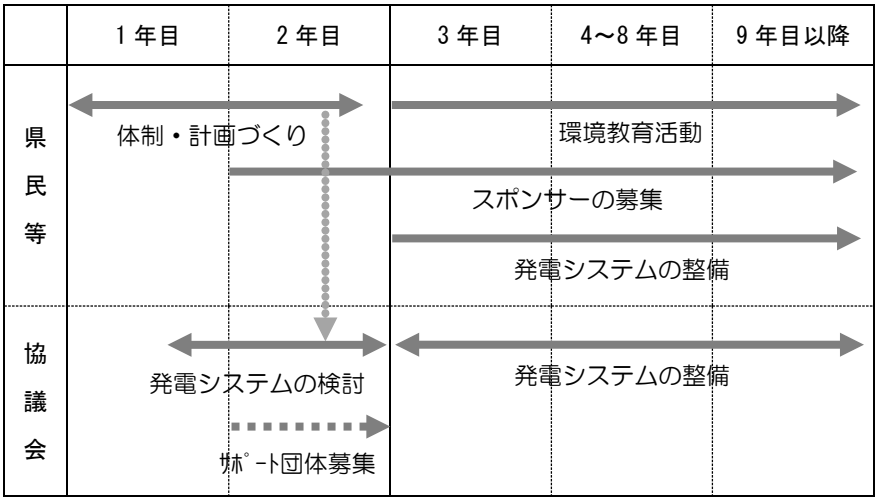

■活動の留意事項：・企業の資金に期待する
・研究や開発の場として活用

森づくり活動例⑩

10 森林セラピー

■主　　体：県民、ＮＰＯ、企業（研究機関）等
■活動内容：・団体や県民等、医療機関と協力したリハビリの支援
・森林の保養効果の実証を図る
■活動場所：樹林（森林セラピー）
■協議・検討事項：・団体や県民、医療機関との協力体制づくりの検討
・大学の活動、研究の場としての活用方法の検討
■活動スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4～8年目	9年目以降
県民等	→	→	計画づくり →	→	→
協議会	←サポート団体募集	⇢			

■活動の留意事項：・樹林が形成されるまでに時間を要する
・簡易な通路の整備や管理を実施
・研究や開発の場として活用

森づくり活動例⑪

11 園芸セラピー

■主　　体：県民、ＮＰＯ、学校、企業（研究機関）等
■活動内容：団体や県民等、医療機関と協力したリハビリの支援
■活動場所：花壇（園芸セラピー）
■協議・検討事項：・団体や県民、医療機関との協力体制づくりの検討
・大学の活動、研究の場としての活用方法の検討
・園芸花壇などの施設づくりの検討
■活動スケジュール

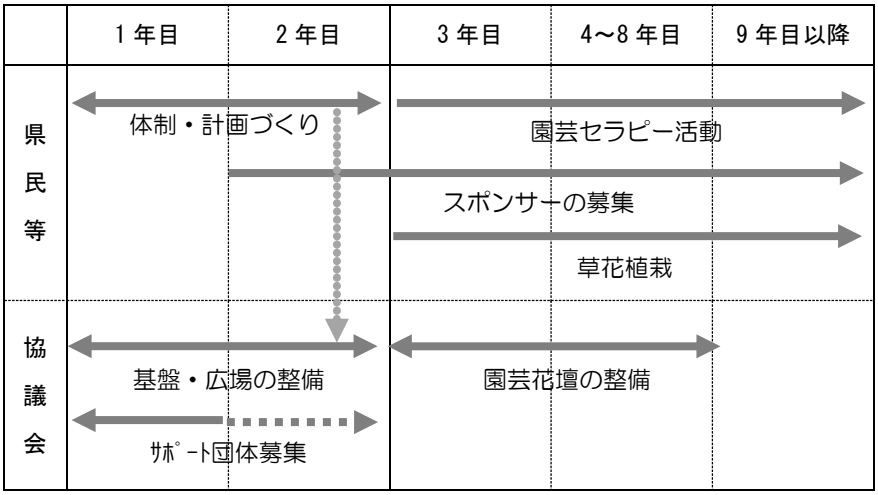

■活動の留意事項：・花壇整備では、早い段階で県との調整が必要
・研究や開発の場として活用

森づくり活動例⑫

12 健康レクリエーション

■主　　体：県民、ＮＰＯ、企業（研究機関）等
■活動内容：・健康プログラムづくりと運営
　　・健康増進活動としての活用
■活動場所：園路（散策やランニング、サイクリング）、健康施設（遊具）
■協議・検討事項：・団体や県民等による協力体制づくりの検討
　　・健康づくり施設の整備の検討
　　・団体（大学など）の活動、研究の場としての活用方法の検討
　　・企業のＣＳＲの活用方法の検討
■活動スケジュール

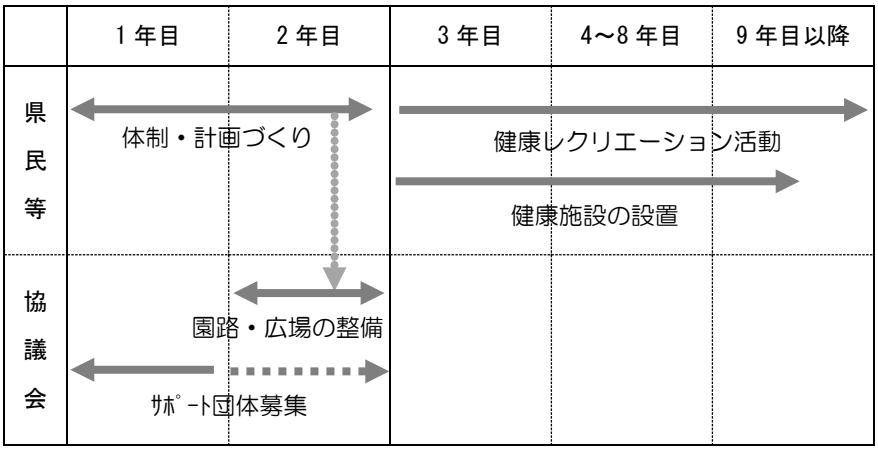

■活動の留意事項：・イベント開催などが効果的

Ⅸ 森づくり協議会

森づくり協議会①

1 森づくり協議会の概要

令和２年度に設立した「森づくり協議会」について以下に示します。

■ 役割

協議会は、各関係機関や公園利用者などの多様な意見を調整・統一し、円滑な公園の管理・運営を行うために県や指定管理者等への助言・提案等を行います。

県及び指定管理者は、協議会からの助言・提案を受け、公園の管理運営を行い、ＰＤＣＡサイクルをまわして、よりよい公園づくりに繋げていきます。

■ 検討事項

協議会は、次に掲げる事項について検討するものとしています。

⑴ 協議会の進め方、検討協議事項について
⑵ 協議会の構成員選定の考え方について
⑶ 県民等参画による整備に向けた基本方針について
⑷ 県民等参画による管理運営に向けた基本方針について

■ 構成及び委員

協議会は、次の者をもって構成し、その委員は森づくり協議会事務局（埼玉県※）が依頼しています。

※指定管理者に移行後は、指定管理者に読み替え

⑴ 有識者（環境教育、理科教育、緑地環境、造園、景観の分野に優れた見識を有する者）
⑵ 関係機関（春日部市建設部長、春日部市環境政策課長、春日部市教育委員会学校教育部指導課長、地元自治会長　等）
⑶ 森づくり活動参加校（活動参加校教頭）

森づくり協議会②

2 新たな森づくりのこれまでの経緯

新たな森づくりは、埼玉県において荒れた森林を再生し、身近な緑を創出する「みどり再生」である７１０万県民一人一本植樹運動の一環としてはじまりました。「みどりの再生」では、大規模な緑を創造する取組が全県的に進められ、８つの既存の県営公園においても植樹に取り組んできました。

こうした背景のもと、みどりの再生を加速させるものとして「新たな森」の計画が生まれました。「新たな森づくり」の計画は、平成２１年度に県内の都市部において、整備可能な候補地の検討から始まりました。

＜新たな森づくりのこれまでの経緯　年表＞

年度	新たな森づくりにおける出来事	協議会等における主な検討
H21	・新たな森づくり基本構想策定 ・候補地の選定（県東南部地域において予備候補地16カ所の中から５カ所を選定）	
H22	・５カ所の候補地の分析評価 ・方針設定（基本方針、基本理念、テーマ） ・事業地の絞り込み（候補地を５カ所から２カ所に）	
H23	・事業地の決定（春日部市大増新田）及び公表（平成24年１月25日報道発表） ・ゾーニング及び導入施設検討	
H24	・新たな森づくり整備計画検討委員会の設置	・整備区域（案）、施設計画（案）、施設整備方針（案）の検討
H25	・都市計画決定（平成25年10月18日告示） ・「新たな森づくり協議会準備会」の設置 ・事業認可（平成26年１月10日告示）	・協議会の進め方について検討 ・新たな森づくりの「紹介リーフレット（案）」、「県民参加・協働ガイドブック」、「協議会運営ガイドライン」、「デザインシート」のとりまとめ
H26		・開催なし
H27		・開催なし
H28		・活動方針、管理棟、植樹計画の検討 ・活動団体、ＮＰＯニーズ調査、公園管理運営ヒアリング ・デザインガイドラインの検討・作成、苗木の里親の検討・試験実施
H29		・苗木の里親制度の本格実施、「里親制度リーフレット（案）」作成 ・公園管理運営の事例調査 ・管理棟、植栽計画（案）の検討
H30		・公園の管理・運営方針、植樹イベント ・はじまりの森整備、シンボルツリーの検討 ・森づくりノートの作成
R1		・シンボルツリーの植樹位置・樹種、管理棟の検討・決定 ・イベントの実施（春、冬の２回。うち春は植樹イベント） ・デザインシートの更新
R2	・「森づくり協議会」の設置 ・事業認可変更（令和３年３月１日告示）	・公園名称アンケートの実施 ・植樹活動の実施 ・植樹計画書の作成
R3	・公園一部（南側）の開園（令和３年10月１日）	・森づくり活動参画と協働に関するルールブックの作成、森づくり活動参加団体の募集開始 ・園内での禁止事項の決定
R4	・指定管理者による公園管理運営開始（令和４年４月１日）	

X 周辺の環境

新たな森周辺地域の概要①

1 新たな森の位置

新たな森は、春日部市の南西部に位置します。

※『春日部市　緑の基本計画　平成 23 年３月』参考資料を引用、一部編集

新たな森周辺地域の概要②

2 土地利用

- 春日部駅をはじめ市内各駅周辺では商業用地と住宅用地が主の土地利用となっています。
- 庄和地域をはじめとする広大な田園地帯も見られます。
- 春日部市域を 10 地域に区分しています。

※『春日部市　緑の基本計画　2019 年(平成 31 年)3 月』参考資料を引用、一部編集

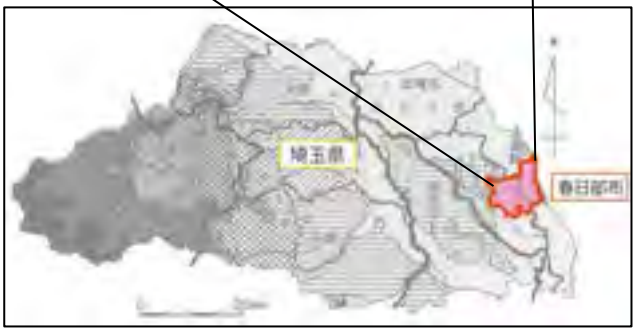

※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要③

3 都市利用

・春日部市の都市利用は、以下のようになっています。

※『春日部市　緑の基本計画　平成 23 年３月』
参考資料を引用、一部編集

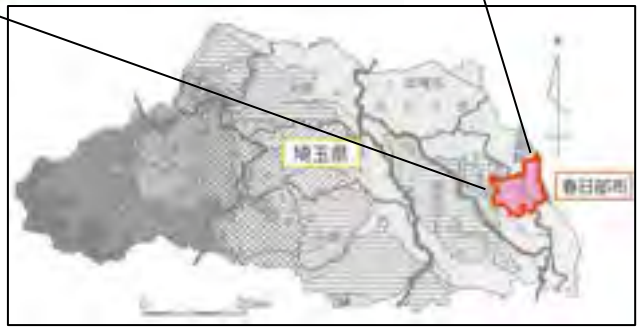

※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図１ 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要④

4 気象・地形

（１）気象環境

・日本のほぼ中心を横断する北緯 36 度線上にあり、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が激しい内陸性の太平洋側気候に属しています。

・1981 年（昭和 56 年）～2010 年（平成 22 年）の平均気温の平均値の分布を見ると、都市部の気温が周辺よりも高いヒートアイランド現象となっています。

（２）地形・地質

・西部地域は埼玉県南部に広がる大宮台地、東部地域は千葉県北部から広がる下総台地と対峙していますが、その大半は中川低地です。

・台地部分の標高は８ｍから１５ｍ程で、低地部分では５ｍから６ｍ程です。

・大宮台地と下総台地、そして両台地に挟まれた中川低地にあり、大落古利根川、中川、江戸川等により、肥沃な穀倉地帯を形成し、肥沃な土壌と豊かな水利は米、野菜、果樹等の栽培に適しています。

※『春日部市　緑の基本計画　2019 年(平成 31 年)3 月』参考資料を引用、一部編集

新たな森周辺地域の概要⑤

5 水系

- 春日部市には、県東部の主要河川である利根川水系を形成する江戸川及び中川水系に含まれる多くの中小河川が流れています。
- 江戸川及び大落古利根川は春日部市の水系の基軸として、際立った存在です。

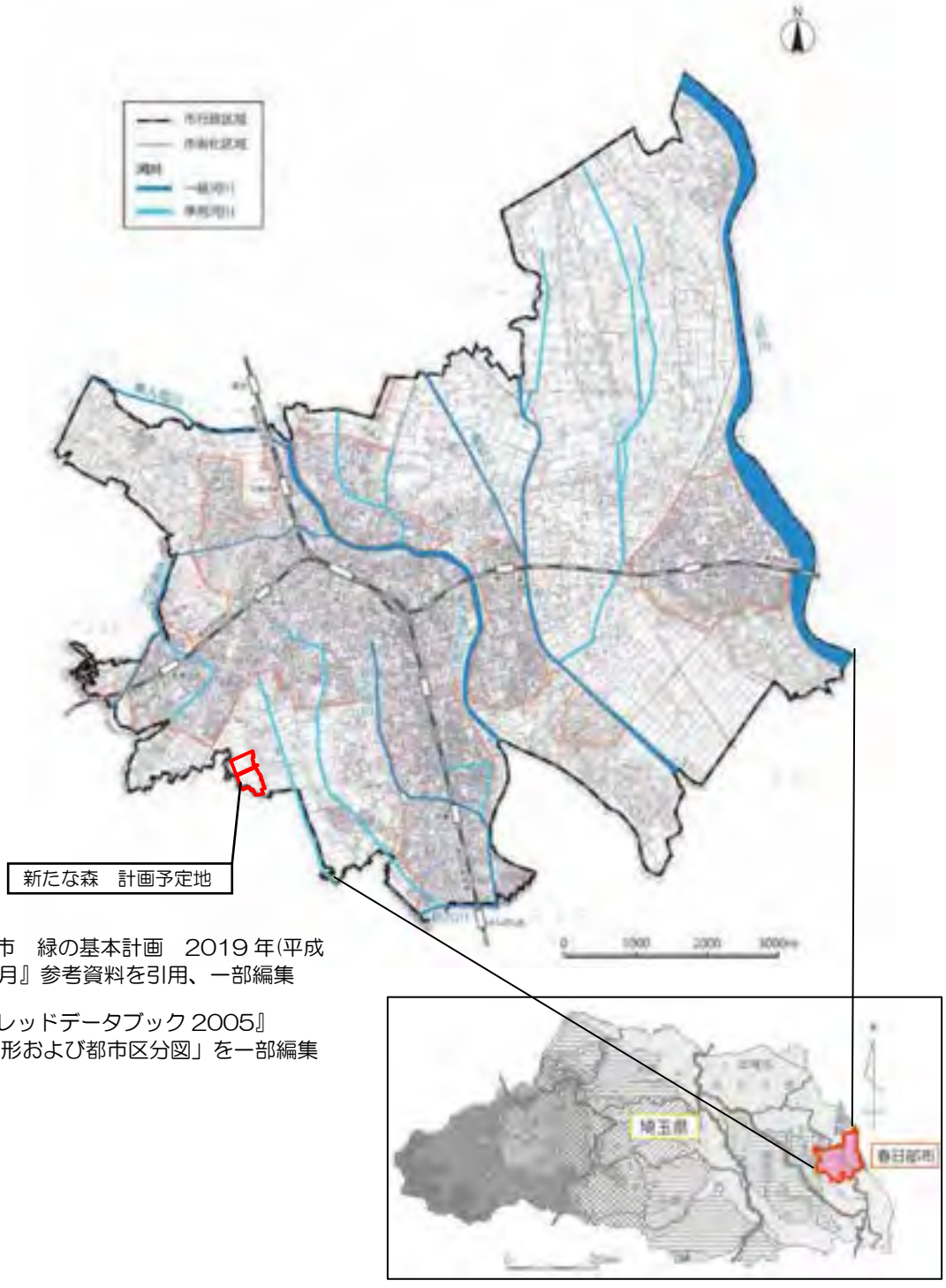

※『春日部市　緑の基本計画　2019 年(平成 31 年)3 月』参考資料を引用、一部編集

※『埼玉県レッドデータブック 2005』「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要⑥

6 歴史・文化

- 天然記念物に指定されている「牛島のフジ」（国指定）、「蓮花院のムク」（県指定）、史跡に指定されている「花積貝塚」（市指定）、「塚内古墳群」（市指定）等が挙げられます。
- 春日部駅の北側の日光街道沿い寺町地区は社寺と古い街並みの歴史・文化的土地特性となっています。
- 自然的に優れたものとしては、市域中央を南北に流れる大落古利根川があげられ、ヨシ等水辺の湿地植生が残る水生生物等の生息環境として、優れた自然特性を有しています。
- 市域西方の大宮台地を主体に残存する樹林地は、数少ない良好な森林植物群落として、平坦な地形の春日部市にあっては、立体的自然景観をもたらす貴重な特性であるといえます。

※『春日部市　緑の基本計画　平成 23 年 3 月』
参考資料を引用、一部編集

※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要⑦

7 みどり

（１）さいたま市岩槻区の緑の現況

１）植生等の分布

・中央には自然が豊かな元荒川が南北に、西には綾瀬川が巡っています。元荒川・綾瀬川周辺の低地には水田を主とする農地や集落が広がっています。

・台地上には住宅地が形成されていますが、北部や南部の一帯は、雑木林・屋敷林・農地が混在する緑の濃い地域となっているとともに、台地を取り囲むように斜面林が連続しています。

・中心市街地は岩槻城の城下町であったことから、岩槻城址をはじめとする歴史を背景とした地域固有の緑も多く残されています。

２）緑の現況量

・岩槻区の「緑」は、農地(田)が約19%でもっとも多く、次いで農地(畑)が約15%とあわせて約3割となっており、農地が岩槻区の緑の主体となっています。

・農地以外では樹林が約12%、草地が約11%、裸地が約2%、水面が約2%、屋上緑地が約0%となっています。

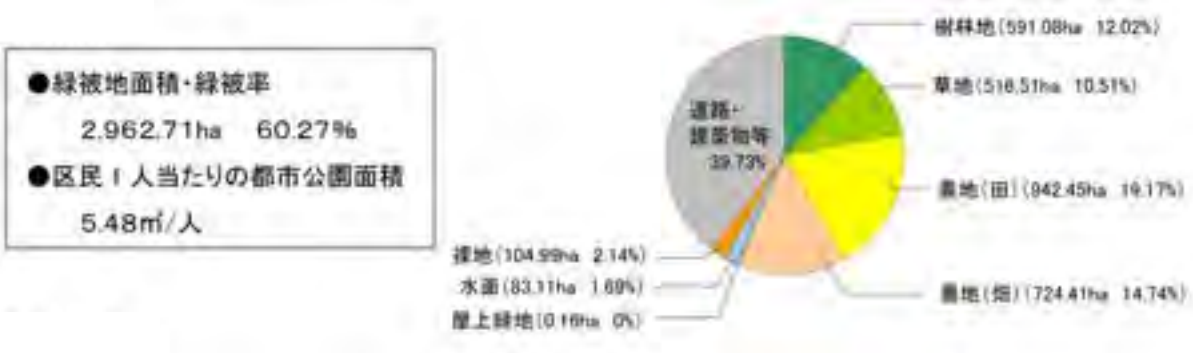

※『さいたま市　緑の基本計画　平成 19 年３月』参考資料を引用、一部編集

新たな森周辺地域の概要⑧

7 みどり

（１）春日部市の緑の現況

１）植生等の分布

- 面積的には耕作地が多くの割合を占めています。
- 樹林は主として落葉広葉樹二次林が市の北西部の内牧地域に分布しています。
- その他、低地部に散在する農家住宅の屋敷林が多くみられます。
- 市街化区域内では常緑広葉樹や植林地が各所に点在分布しています。

２）緑の現況量

- 春日部市全体の自然的土地利用の現況面積（田畑など、緑に関連する土地利用がされている土地の面積）を種類別にみると、田が67%でもっとも多く、次いで畑が19%とあわせて約９割となっており、農地が春日部市の緑の主体となっています。
- 農地以外では山林が2%、水面が4%、その他の自然地が8%となっています。

自然的土地利用の現況量

（2015 年（平成 27 年）都市計画基礎調査を基に作成）

土地利用＼区域		都市計画区域 6,598ha
田・畑	田	1,977 ha
	畑	550 ha
	田・畑	2,527 ha
山林		68 ha
水面		130 ha
その他自然地		237 ha
合計		2,961 ha

※『春日部市　緑の基本計画　2019 年(平成 31 年)３月』参考資料を引用、一部編集

新たな森周辺地域の概要⑨

8 自然環境

岩槻区周辺の自然環境の状況は、以下のようになっています。

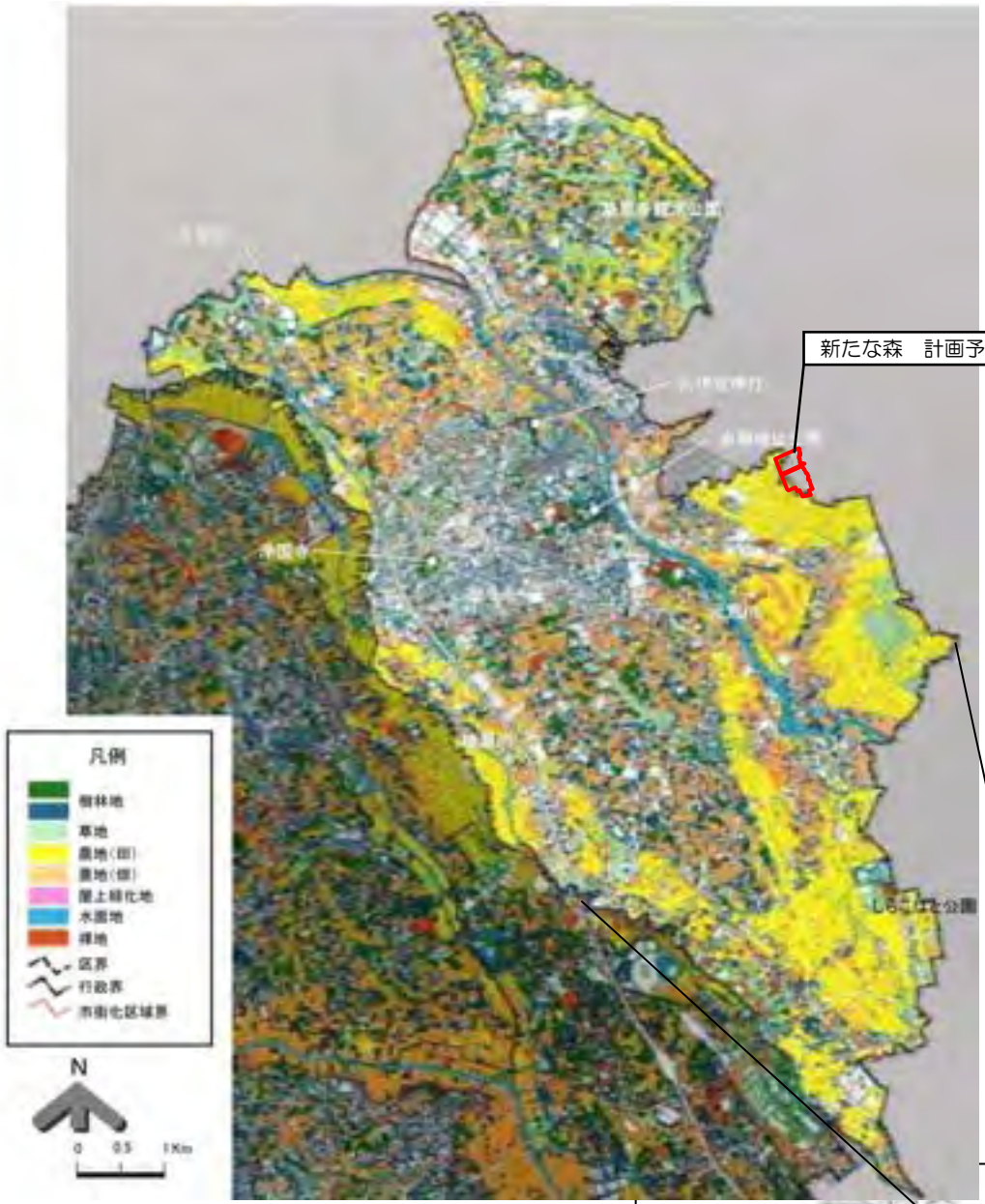

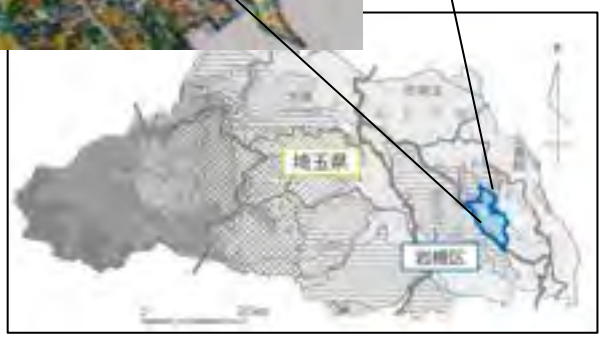

※『さいたま市　緑の基本計画　平成 19 年 3 月』
※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要⑩

8 自然環境

春日部市周辺の自然環境の状況は、以下のようになっています。

※『春日部市　緑の基本計画　2019 年(平成 31 年)3 月』参考資料を引用、一部編集

※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要⑪

9 緑の将来像

岩槻区周辺の緑の将来像は、以下のようになっています。

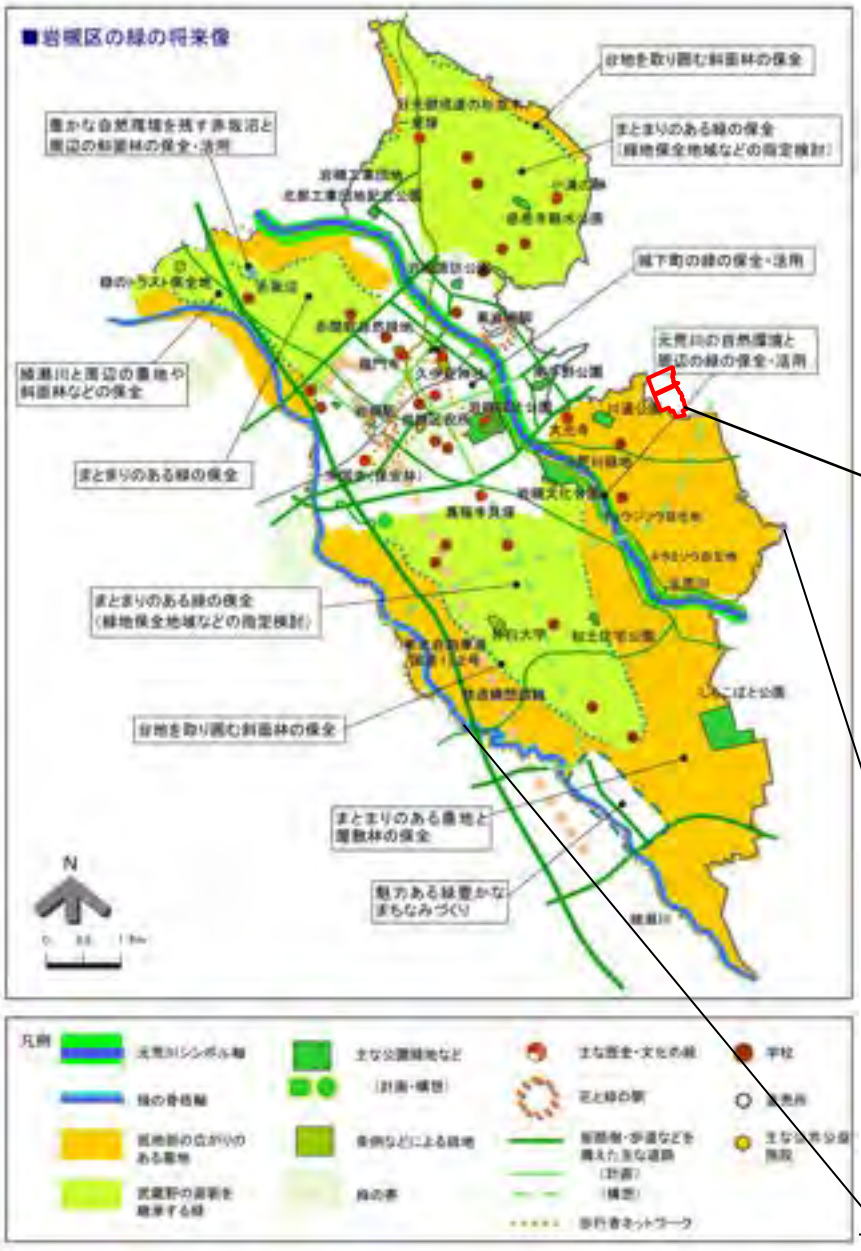

新たな森　計画予定地

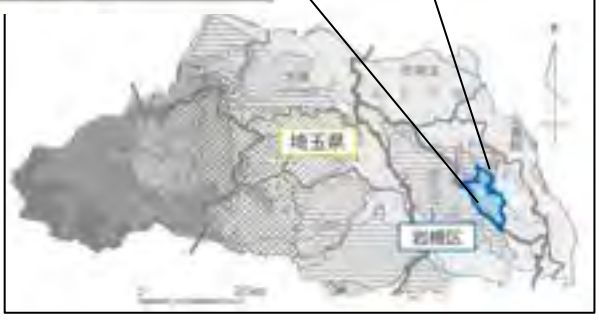

※『さいたま市　緑の基本計画　平成 19 年 3 月』

※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

新たな森周辺地域の概要⑫

9 緑の将来像

春日部市周辺の緑の将来像は、以下のようになっています。

■春日部市の緑の将来像

※『春日部市　緑の基本計画　2019 年(平成 31 年)3 月』参考資料を引用、一部編集

※『埼玉県レッドデータブック 2005』
「図 1 地形および都市区分図」を一部編集

〒344-0036　埼玉県春日部市下大増新田 391
春日部夢の森公園管理事務所
TEL 048-796-3787